

2025（令和7）年4月～2030（令和12）年3月

みよし市こども計画
【骨子案】

2025(令和7)年3月

みよし市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象となるこども・若者	3
5 計画の策定体制	3
6 こどもまんなか社会の実現	5
7 こども大綱に沿った計画策定	6
8 SDGsとの関連	8
第2章 みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題	10
1 統計からみたみよし市の現状	10
2 子育て環境の現状	15
3 こどもの貧困を取り巻く現状	18
4 こども・若者を取り巻く現状	24
5 アンケート調査の結果から見える現状と課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	52
1 計画の基本理念	52
2 計画の基本目標	52
3 計画の体系	52
第4章 こども施策に関する重要施策	54
1 ライフステージを通じた重要施策	54
2 ライフステージ別の取組	56
3 子育て当事者への支援に関する取組	58
4 こども・若者の社会参画・意見反映	59
5 こども施策の共通の基盤となる取組	60
6 計画の推進	61
第5章 子ども・子育て支援事業計画	64
1 教育・保育提供区域の設定	64
2 将来人口推計	64
3 量の見込みと確保の内容	65
第6章 計画の進行管理	68
1 計画の推進に向けて	68
資料編	
1 みよし市こども政策審議会規則	
2 みよし市こども未来会議 委員名簿	
3 みよし市こども計画策定経過	
4 パブリックコメントの実施結果	

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進行、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国は、平成24年に認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「こども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映したこども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

さらに、令和5年4月に、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、これまで内閣府や厚生労働省といった複数の省庁が担っていたこども・子育て支援を一元化するために「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められます。

本市では、令和2年度に策定した「みよし市 児童育成計画（以下、「前計画」という）」において、「こどもたちが笑顔で成長するために、安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるまち」を基本理念として定め、子育て支援やこどもの成長を支援する取組を進めてまいりました。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、みよし市の現状を踏まえ、新たに「みよし市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定し、本市の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」と位置付けます。

(2) 計画の性格

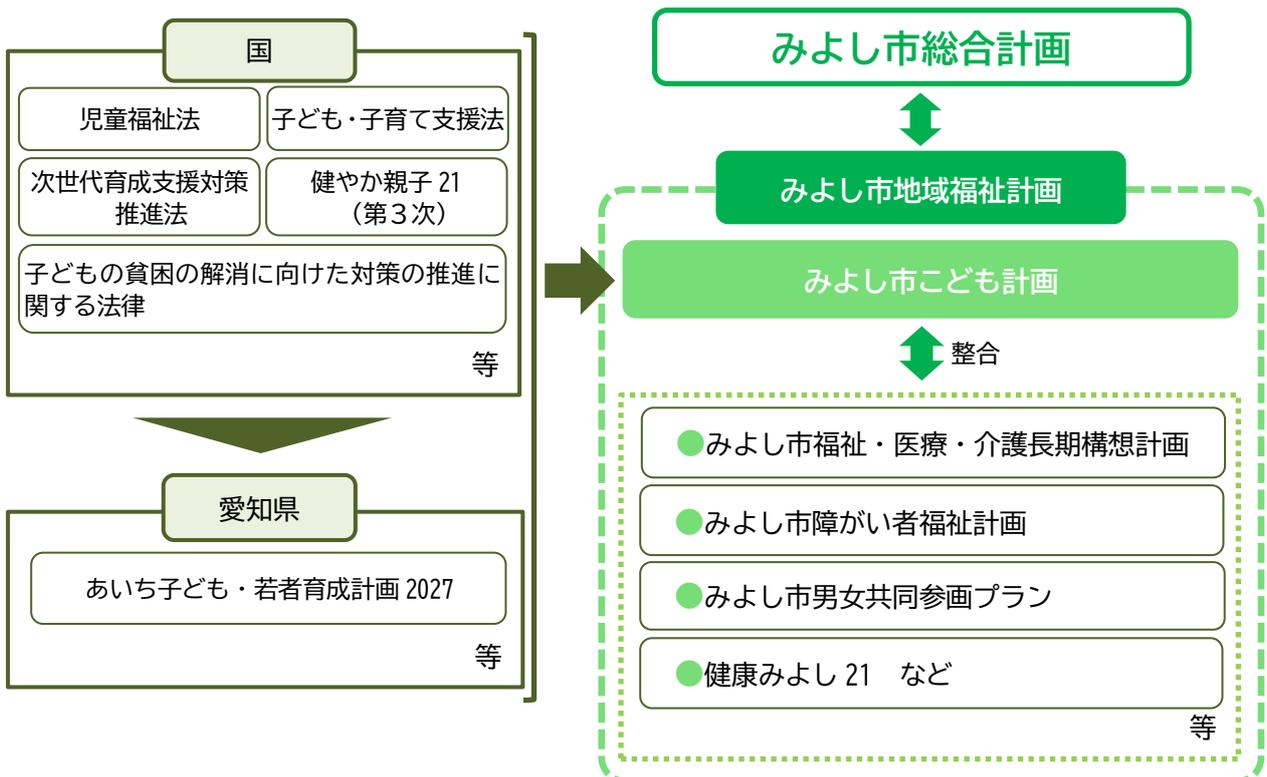
本計画は、こども大綱及び愛知県こども計画を勘案した、本市におけるこども施策についての計画です。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含めます。

さらに、国の「健やか親子21（第3次）」に基づく「母子保健計画」として位置づけるとともに、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後こども教室の計画的な整備の方向性を示します。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「みよし市総合計画」を最上位の計画、「みよし市地域福祉計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を勘案して策定したものです。



3 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、柔軟に取り組みます。

なお、国の法制度の改正等があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
第2期みよし市子ども・子育て支援事業計画					第1期みよし市こども計画				

4 計画の対象となるこども・若者

本計画の対象とするこどもの年齢は、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

なお、本計画におけるこどもの範囲は、0歳から概ね30歳未満とし、「乳児期（0歳から5歳）」、「学童期（6歳から12歳）」、「思春期（13歳から18歳）」、「青年期（19歳から29歳）」と区分しますが、施策によっては「ポスト青年期（30歳から39歳）」の者も対象とします。

5 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

本計画の内容検討にあたっては、市民、学識経験者、関係団体の代表者等で構成される「みよし市こども未来会議」において審議を行いました。

（2）計画策定の方法

① 子育て中の保護者の現状・意向の把握

教育・保育サービスなどの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和6年度に「みよし市こども・子育て支援ニーズ調査（以下、「アンケート調査」という）」を行いました。

※アンケート調査の概要は第2章に掲載しています。

② こども・若者、子育て当事者からの意見聴取・意見募集

本計画の策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、計画の対象となるこども・若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要です。

こども政策決定過程において、各種ニーズ調査を初め、こども会議、こどもインタビュー、市のホームページや公式SNSを用いた意見募集など、意見聴取の取組や意見募集を行い、本計画に反映させるよう努めました。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

※パブリックコメントの実施結果については、資料編に掲載しています。

6 こどもまんなか社会の実現

(1) こどもまんなか社会の実現

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本市における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、本市の状況に応じた目的設定をすることが必要です。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、本市においても、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

こどもまんなか社会とは、具体的には以下のことを指します。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ❖ 心身ともに健やかに成長することができます。
- ❖ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
- ❖ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
- ❖ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
- ❖ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
- ❖ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
- ❖ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
- ❖ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
- ❖ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ❖ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
- ❖ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
- ❖ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
- ❖ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

7 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、以下の6つをこども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージを通じた重要事項

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要です。本計画においても、次の重要事項に取り組みます。

- ❖ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ❖ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ❖ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ❖ こどもの貧困対策
- ❖ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ❖ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケア

(3) ライフステージ別の重要事項

こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

8 SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27(2015)年9月の国連サミットで、国連加盟国193か国すべての国の合意により採択されたもので、2030年までに持続可能でより良い世界を目指すため、貧困撲滅、自然環境、経済成長、不平等の解消などの17の目標(ゴール)と、169の具体的な活動(ターゲット)により構成されています。

SDGsは、先進国・途上国共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国において、行政、企業、教育機関などのあらゆるステークホルダー(関係者)が役割を重視し、経済、社会、環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、関連する以下の10の開発目標について、本計画の各施策を推進していきます。

 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに
 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 働きがいも経済成長も
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう
 11 住み続けられるまちづくりを	 16 平和と公正をすべての人に
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

みよし市のこども・若者
を取り巻く現状と課題

第2章 みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題

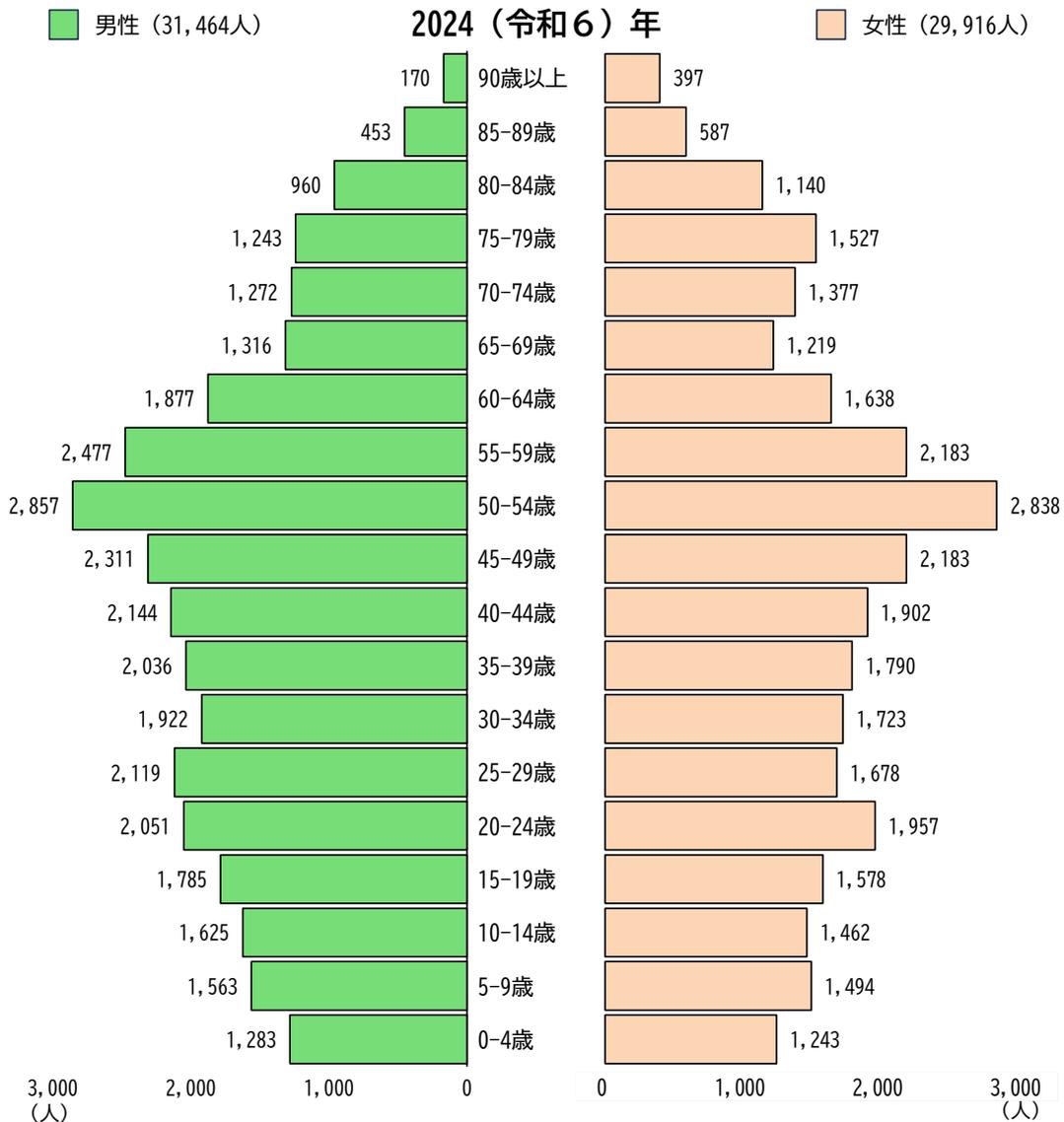
1 統計からみたみよし市の現状

(1) 人口や世帯の状況

① 人口ピラミッド

本市の総人口は、2024（令和6）年4月1日時点で 61,380 人となっています。男女別年齢5歳階級別人口をみると、男女ともに「団塊ジュニア世代」を含む50歳から54歳人口が最も多くなっています。

【図表1 人口ピラミッド】

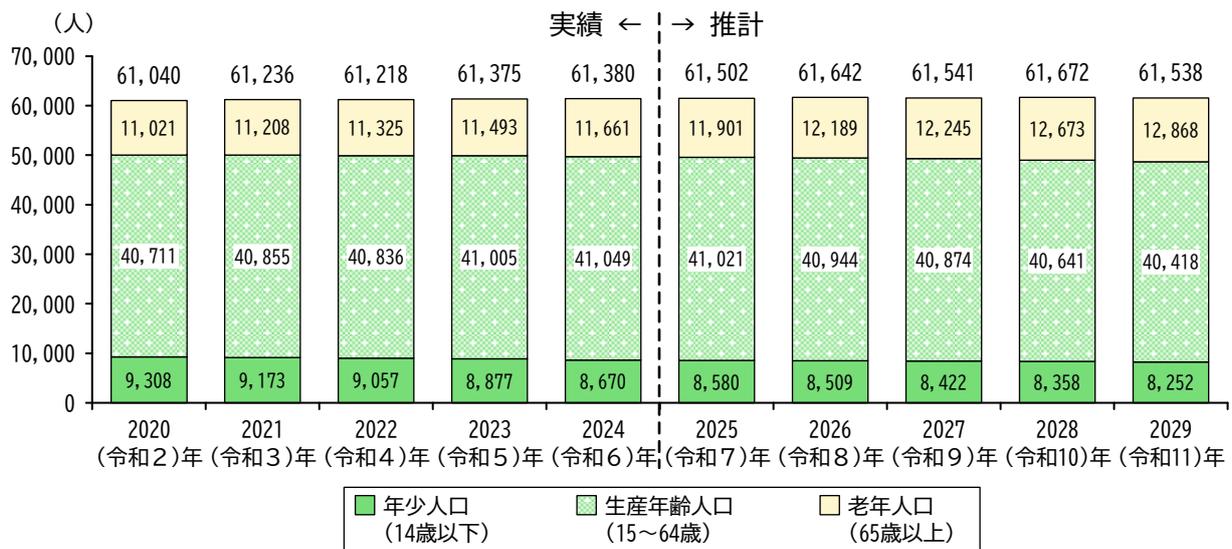


資料：住民記録（各年4月1日）

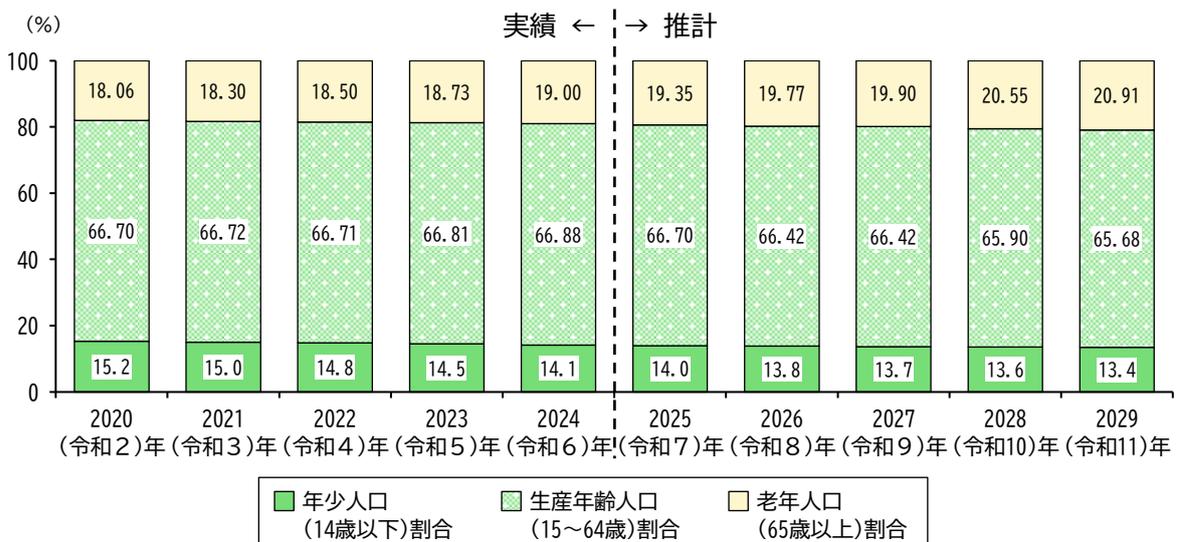
② 人口の推移・推計

本市の総人口は、2024（令和6）年まで増加傾向となっており、それ以降は増減を繰り返し、2029（令和11）年には61,538人になると予想されています。また、年齢3区分別の年少人口をみると、2024（令和6）年まで減少が続き、それ以降も同様の傾向が続くと予想されています。また、生産年齢人口は、2024（令和6）年まで増加傾向となっていました、それ以降、減少が続く予想になっています。老年人口は2024（令和6）年まで増加が続き、それ以降も同様の傾向が続くと予想されています。

【図表2 年齢3区分別人口の推移・推計】



【図表3 年齢3区分別人口割合の推移・推計】

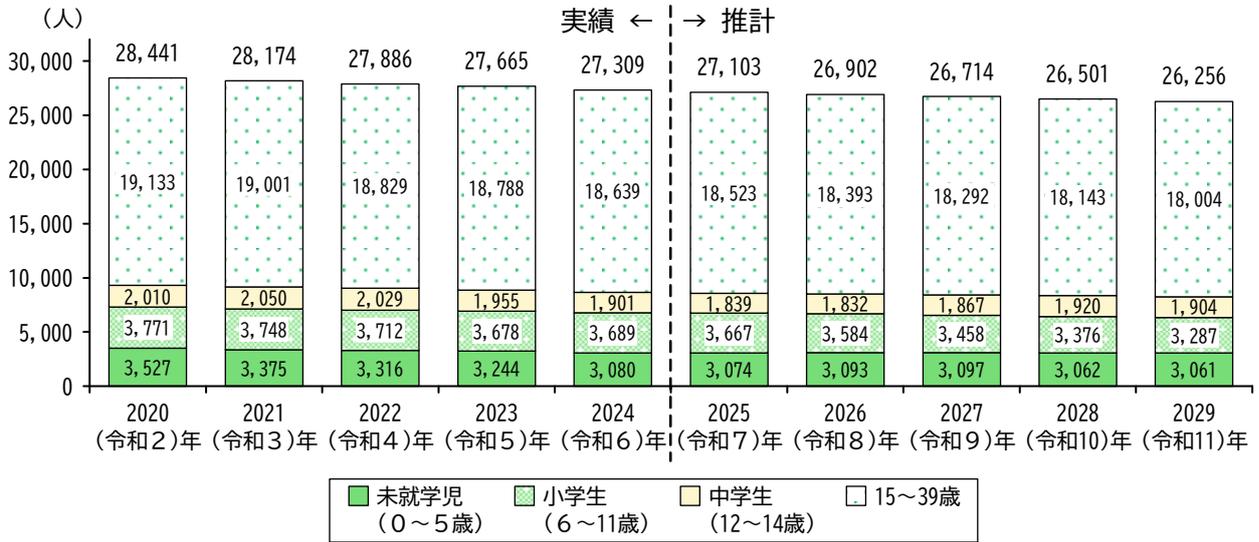


資料：令和2～6年度：住民記録（各年4月1日）
令和7年度以降：コーホート変化率法による推計

③ こども・若者人口の推移・推計

本市のこども・若者の人口は、2024（令和6）年まで減少が続いており、さらに、2025（令和7）年以降も減少が続く見込みであり、2029（令和11）年には26,256人になると予測されています。

【図表4 児童数の推移・推計】

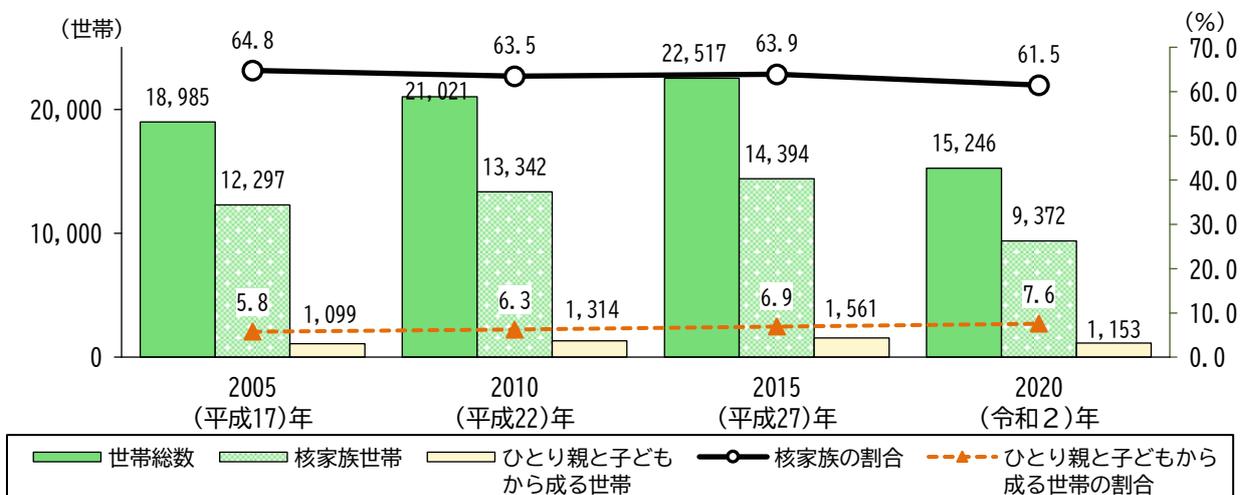


資料：令和2～6年度：住民記録（各年4月1日）
令和7年度以降：コーホート変化率法による推計

④ 世帯の状況

本市の世帯総数は、2015（平成27）年まで増加が続いていましたが、2020（令和2）年に大きく減少し15,246世帯、核家族世帯数やひとり親とこどもから成る世帯数も同様の傾向となっています。また、2005（平成17）年以降、核家族の割合は減少傾向、ひとり親とこどもから成る世帯の割合は増加し続けています。

【図表5 世帯の状況】

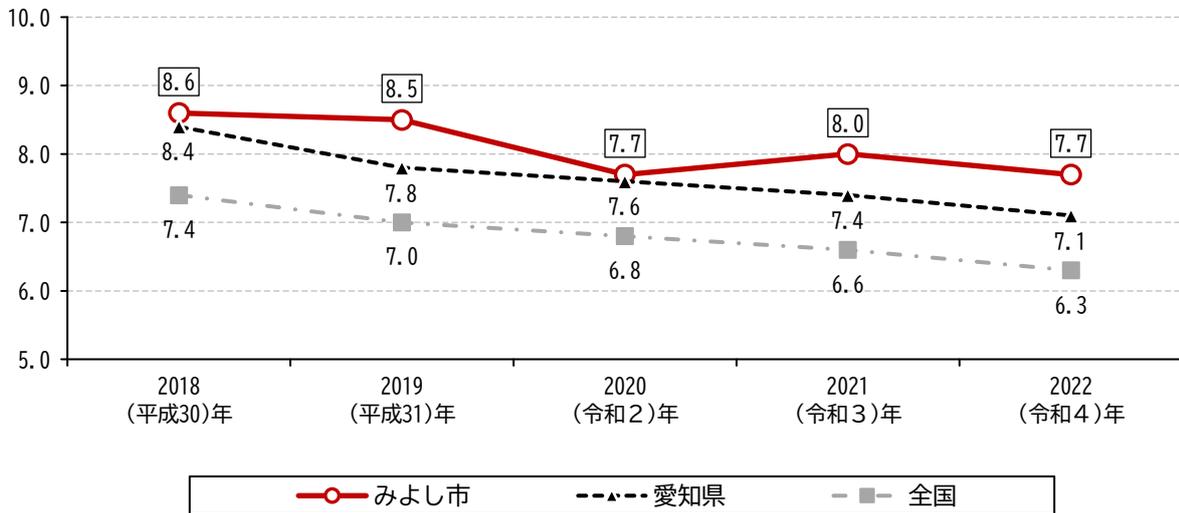


資料：国勢調査（各年10月1日）

⑤ 出生率の推移

本市の出生率は、2018（平成30）年以降、低下が続き、2022（令和4）年には7.7となっています。全国や愛知県と比較すると、高い水準が続いています。

【図表6 出生率の推移】



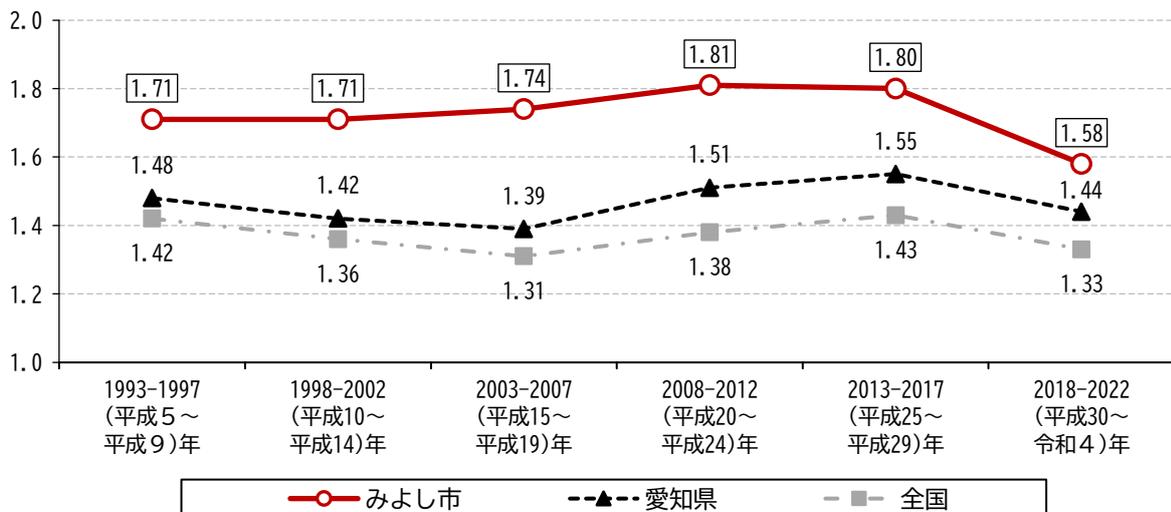
*出生率とは、人口千人に対する出生数の割合をいう。

資料：人口動態調査、愛知衛生年報

⑥ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、全国や愛知県と比較すると、高い水準で推移していますが、2018-2022（平成30～令和4）年で1.58となっており、人口置換水準2.07を大きく下回っています。

【図表7 合計特殊出生率】



*合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいう。

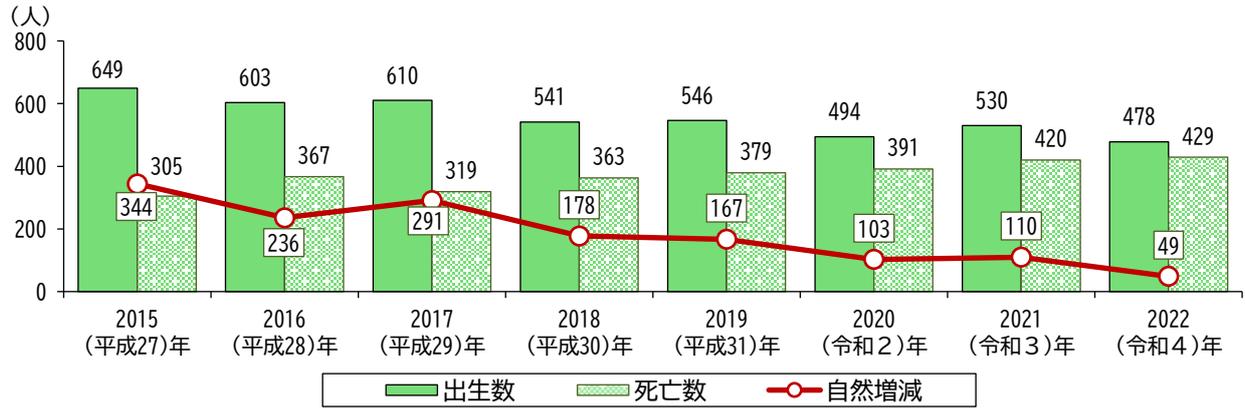
*人口置換水準とは、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のことをいう。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

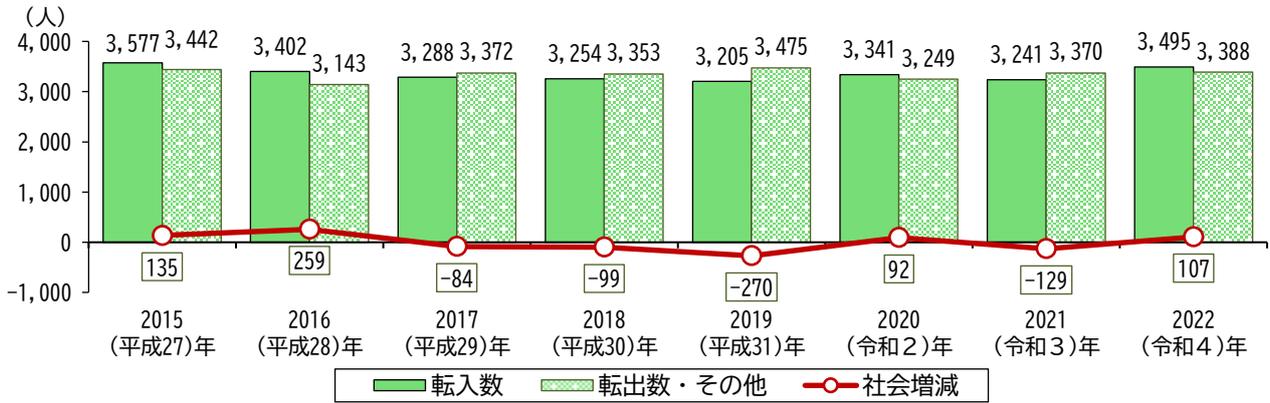
⑦ 人口動態

本市の人口動態は、出生数が減少を続ける中で死亡数が増加を続け、自然増が年を追うごとに減少しています。一方で、大きな転入や転出がありつつも社会増減は概ね横ばいで推移しています。結果、総人口は概ね増加で推移していますが、増加幅は小さくなりつつあります。

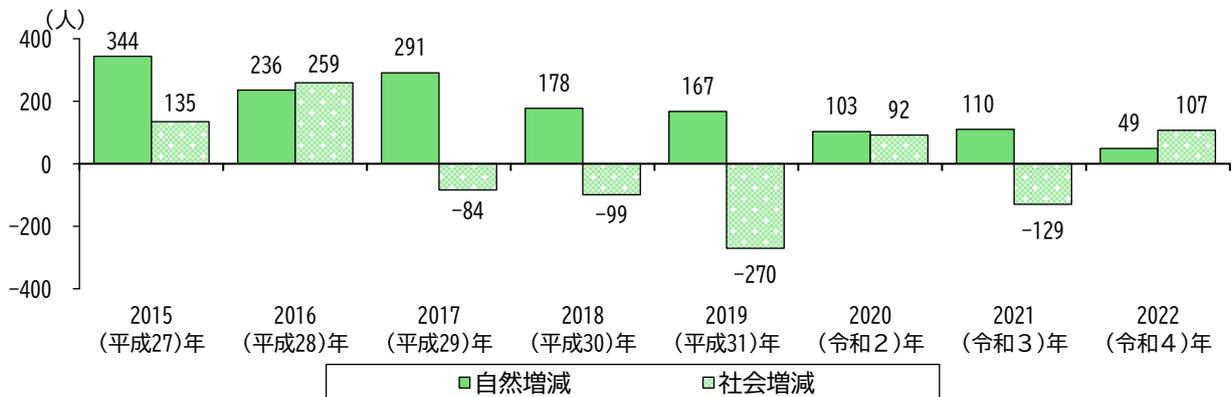
【図表 8 自然増減】



【図表 9 社会増減】



【図表 10 人口動態】



資料：みよしの統計（各年4月1日～3月31日）

2 子育て環境の現状

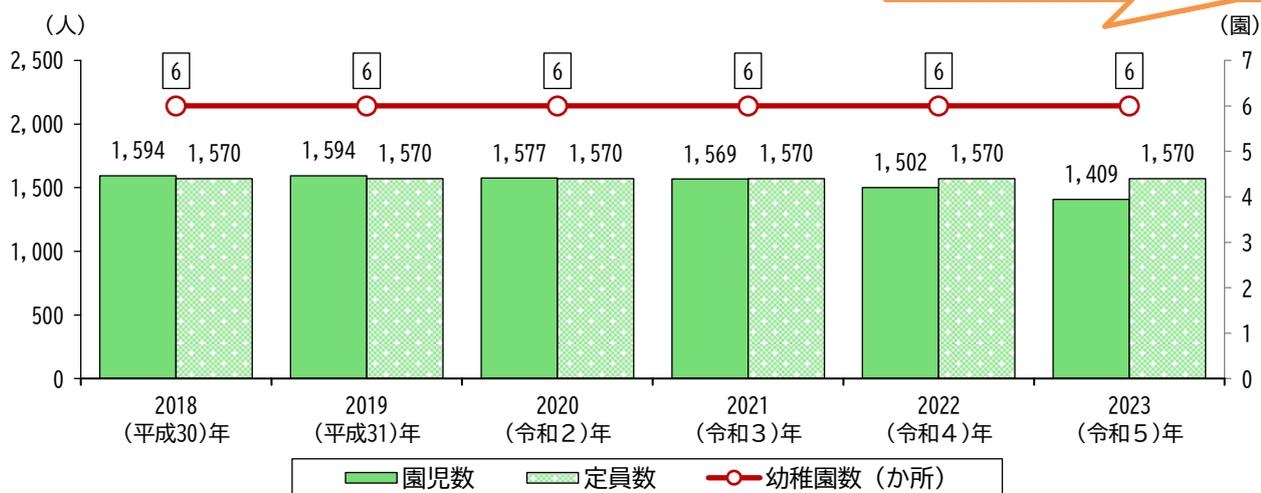
(1) 保育所の整備と待機児童の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園数は、2023（令和5）年時点で、6園、定員総数人となっています。2018（平成30）年以降、入所園児数は減少化

※定員数のみ不明の為、仮数値です
（園児数、幼稚園数はみよしの統計に情報あり）

【図表 11 認可保育園の状況】



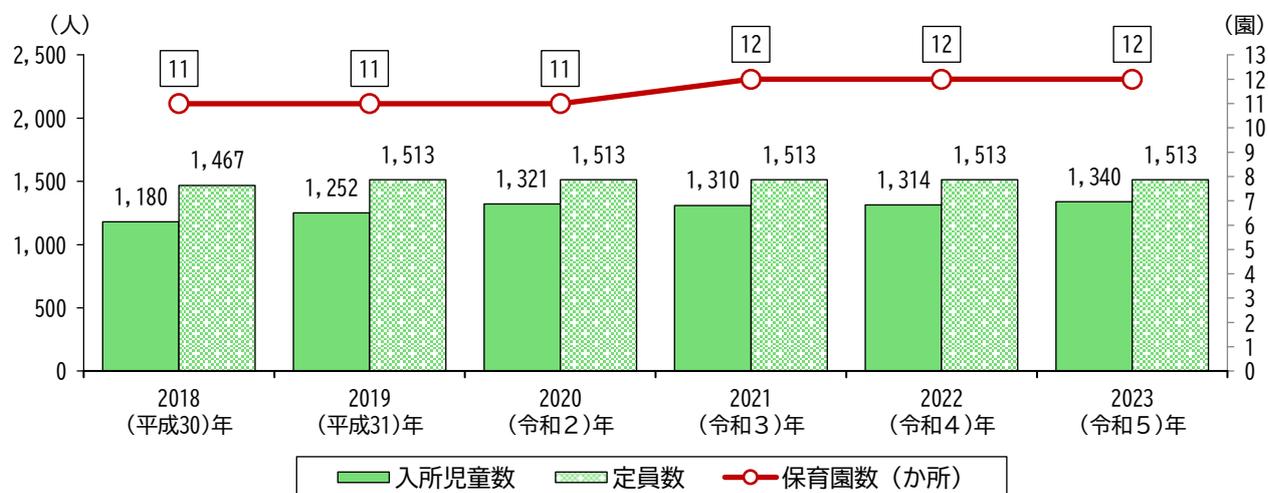
資料：みよしの統計 学校基本調査（各年5月1日）

② 認可保育園等の状況

本市の認可保育園数は、2023（令和5）年時点で、12園、定員総数人となっています。2018（平成30）年以降、入所児童数は増加傾向

※定員数のみ不明の為、仮数値です
（園児数、保育園数はみよしの統計に情報あり）

【図表 12 認可保育園の状況】

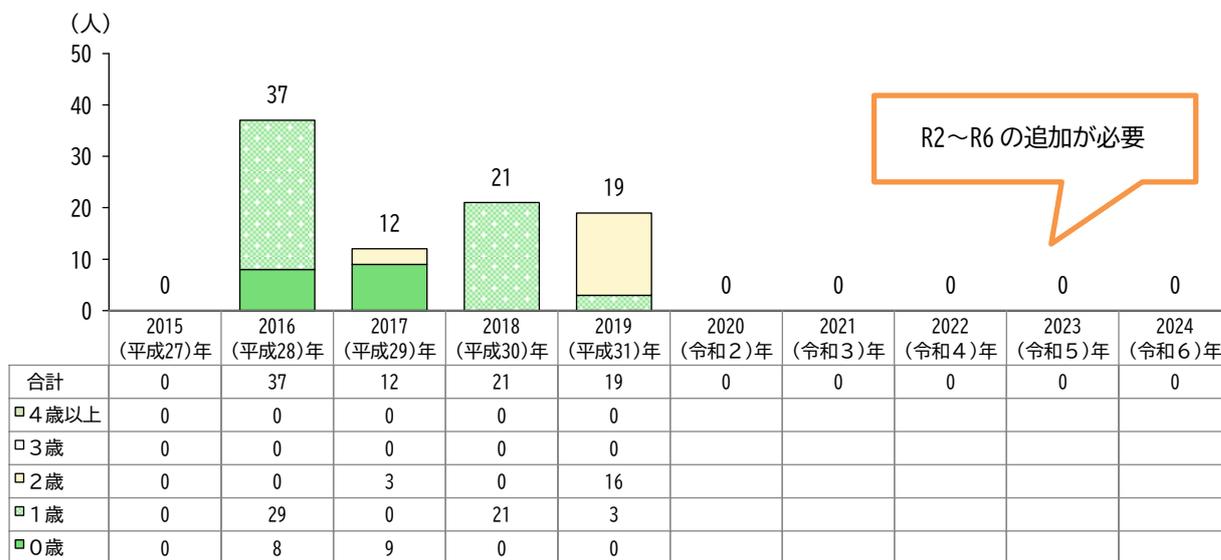


資料：みよしの統計 保育課（各年4月1日）

③ 待機児童の内訳

本市の待機児童数は、2016（平成28）年の37人をピークに以降は減少しており、2024（令和6）年は**人となっています。年齢別でみると、20**（平成**）年を除いて1歳が最も多くなっており、2024（令和6）年は**人となっています。

【図表13 保育園入所待機児童数の推移】



資料：保育課（各年4月1日）

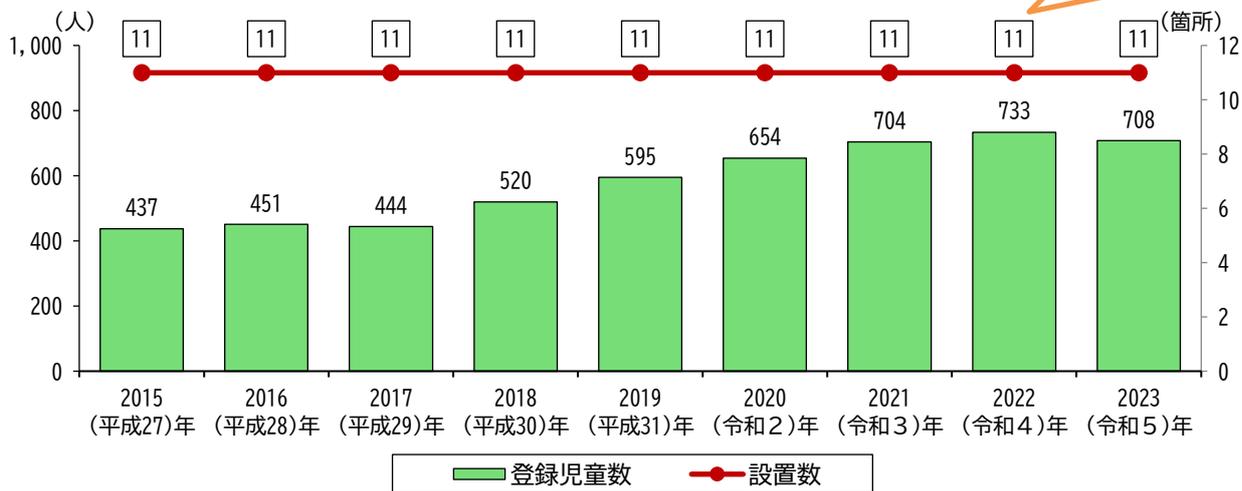
(2) 放課後児童クラブ待機児童の状況

① 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数

本市の放課後児童クラブの設置数及び登録児童数は、・・・

みよしの統計に情報あり
設置数は、公立8+私立3の11?
過去の設置数も要確認

【図表 14 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数】

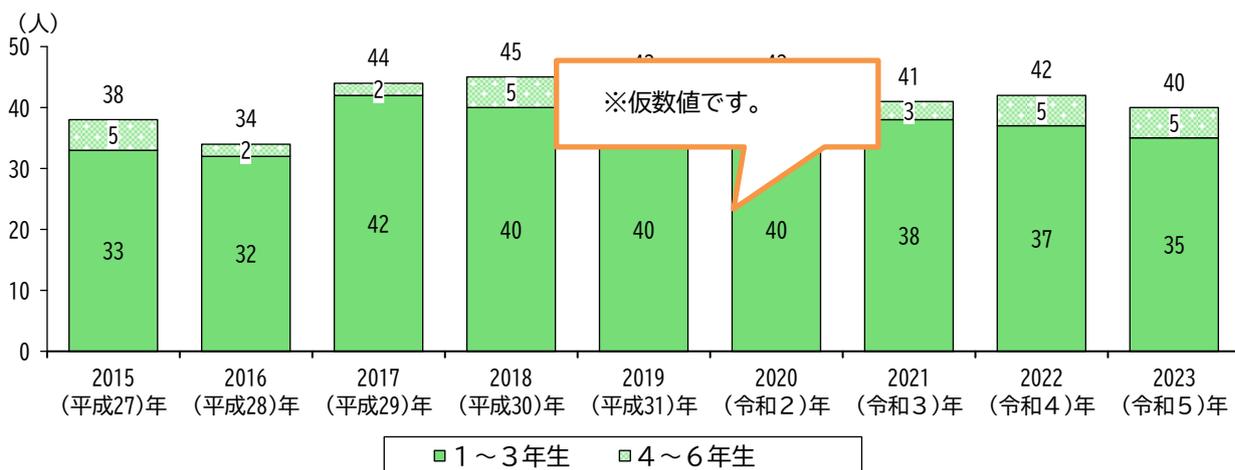


資料：みよしの統計 学校教育課（各年4月1日）

② 放課後児童クラブ待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブ待機児童数は、・・・

【図表 15 放課後児童クラブの待機児童の推移】



資料：

3 こどもの貧困を取り巻く現状

(1) 要保護世帯の状況

① 生活保護世帯の推移

本市の生活保護世帯および生活保護人員は、2015（平成27）年以降、ともに増加傾向となっています。

【図表 16 生活保護世帯の推移】

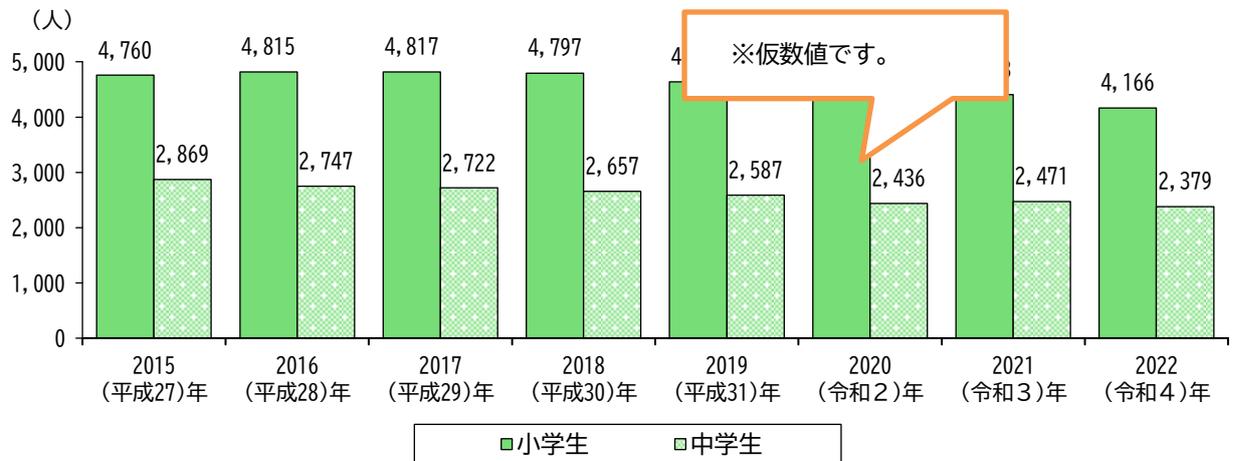


資料：福祉課（各年3月）

② 就学援助を受けた児童生徒の推移

本市の就学援助を受けた児童生徒数は、.....

【図表 17 就学援助を受けた児童生徒の推移】

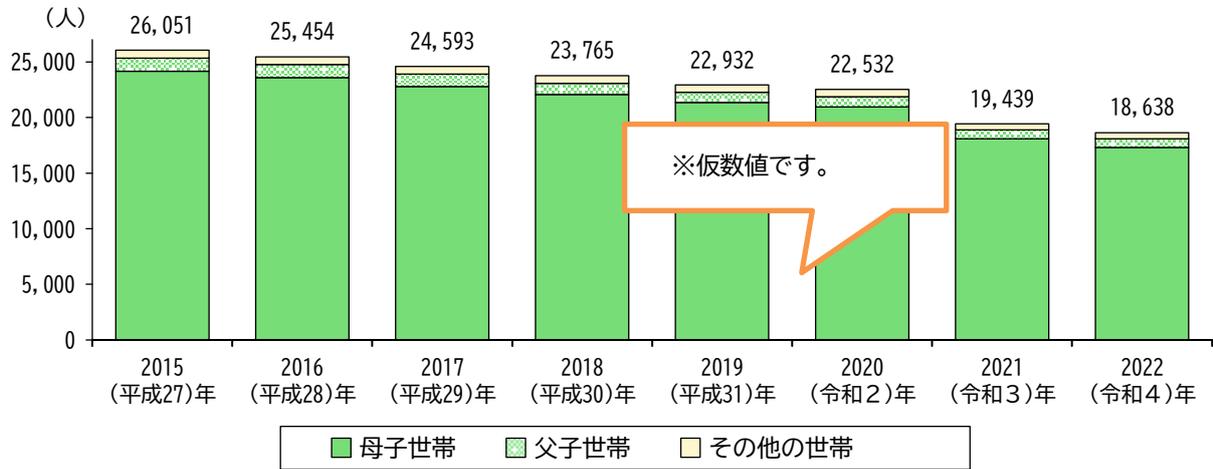


資料：

③ 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、・・・・・・・・

【図表 18 児童扶養手当受給者数の推移】



資料：

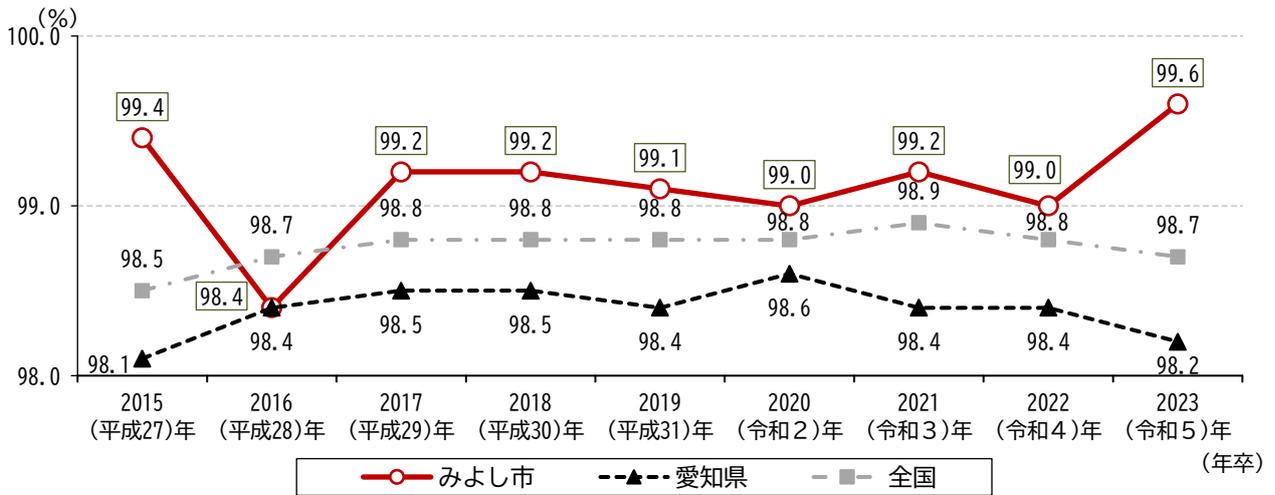
(2) 進学状況

① 進学率の推移

本市の高等学校等進学率は、2015（平成27）年以降、高低を繰り返し、2023（令和5）年には99.6%となっています。全国や愛知県と比較すると、高い水準で推移しています。

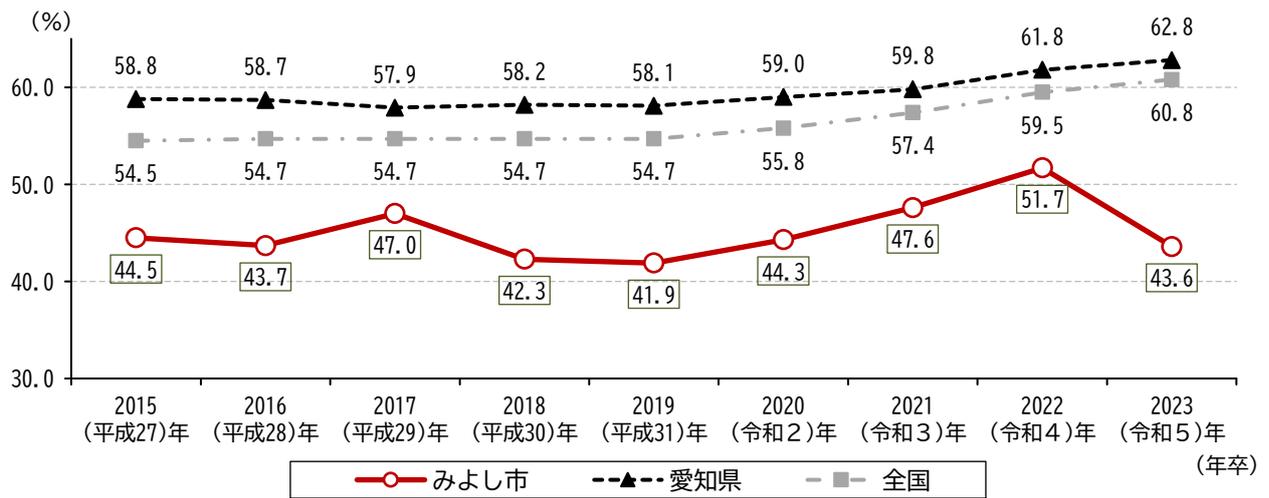
一方で、大学等進学率は、2015（平成27）年以降、高低を繰り返し、2023（令和5）年には43.6%となっています。全国や愛知県と比較すると、低い水準で推移しています。

【図表19 高等学校等進学率】



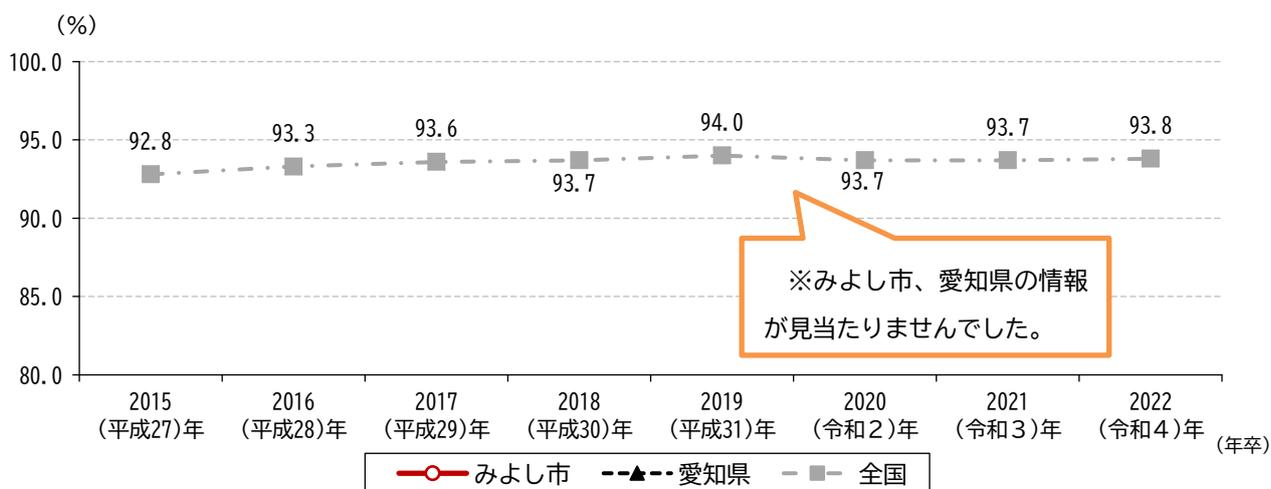
資料：学校基本調査（各年3月31日）

【図表20 大学等進学率】



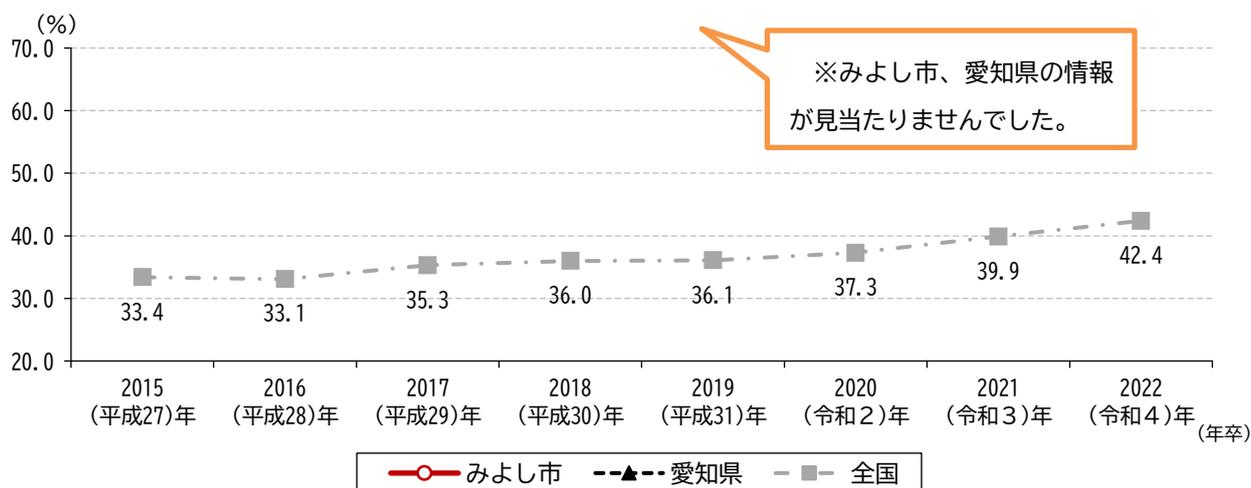
資料：学校基本調査（各年3月31日）

【図表 21 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率】



資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

【図表 22 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率】



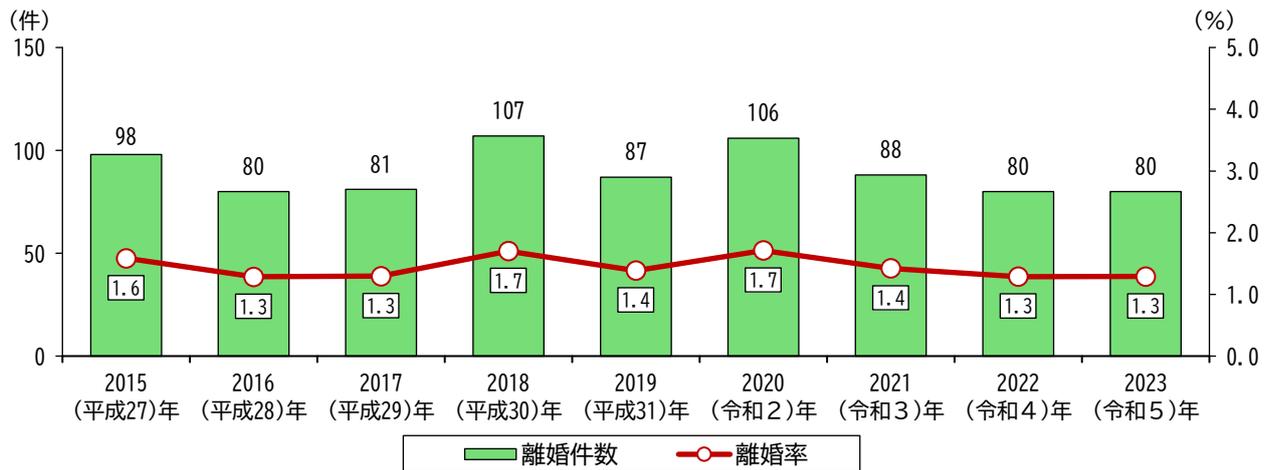
資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(3) 養育環境

② 離婚の状況

本市の離婚件数および離婚率は、2015（平成27）年以降、増減を繰り返し、2023（令和5）年時点で、離婚件数は80件、離婚率は1.3%となっています。

【図表23 離婚件数と離婚率】



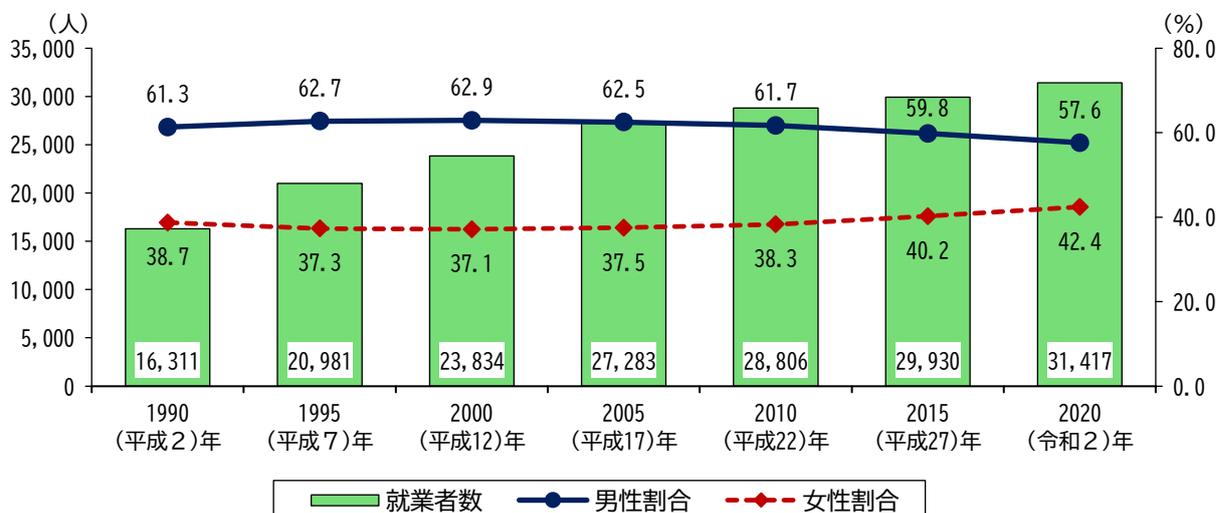
資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 就労等の状況

① 就業状況

本市の就業者数は、2020（令和2）年時点で31,417人となっています。性別の就業率をみると、1990（平成2）年以降、男性は60%前後、女性は40%前後で推移しています。

【図表24 就業者数の推移】

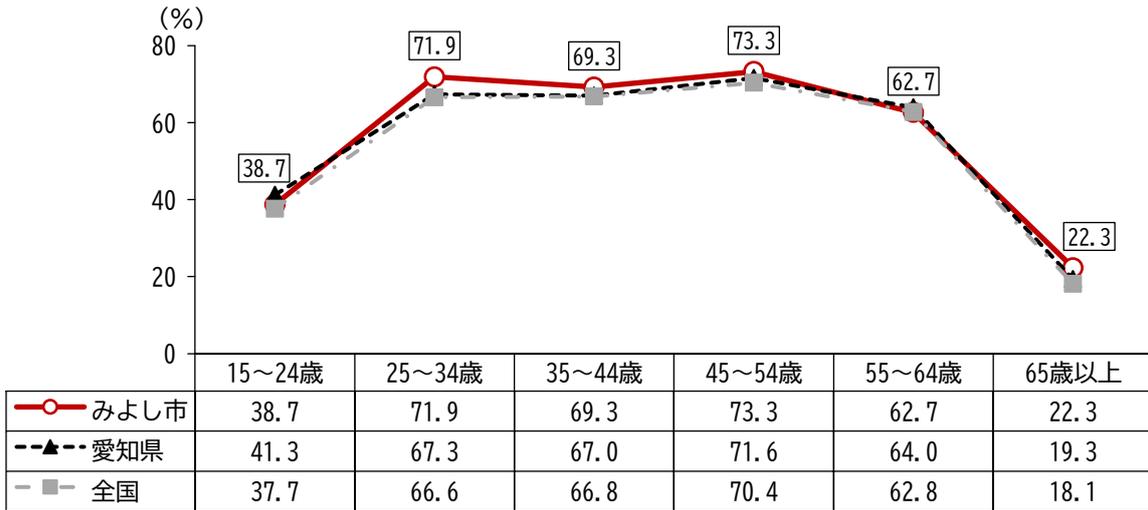


資料：国勢調査（各年10月1日）

② 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢別就業率は、45～54歳で73.3%と最も高く、全国や愛知県の就業率と同様の水準となっています。

【図表 25 女性の年齢別就業率】

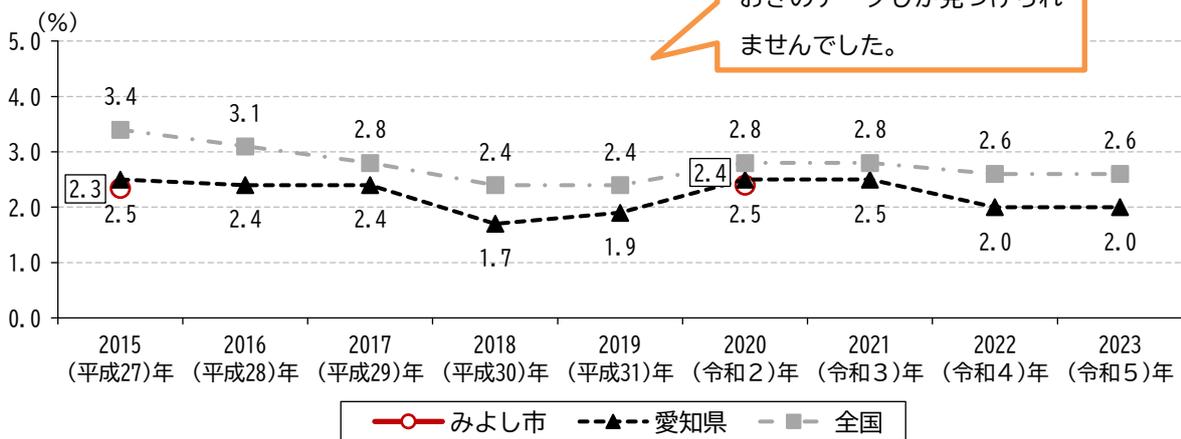


資料：国勢調査（令和2年10月1日）

③ 完全失業率

本市の完全失業率は、.....

【図表 26 完全失業率】



資料：労働力調査

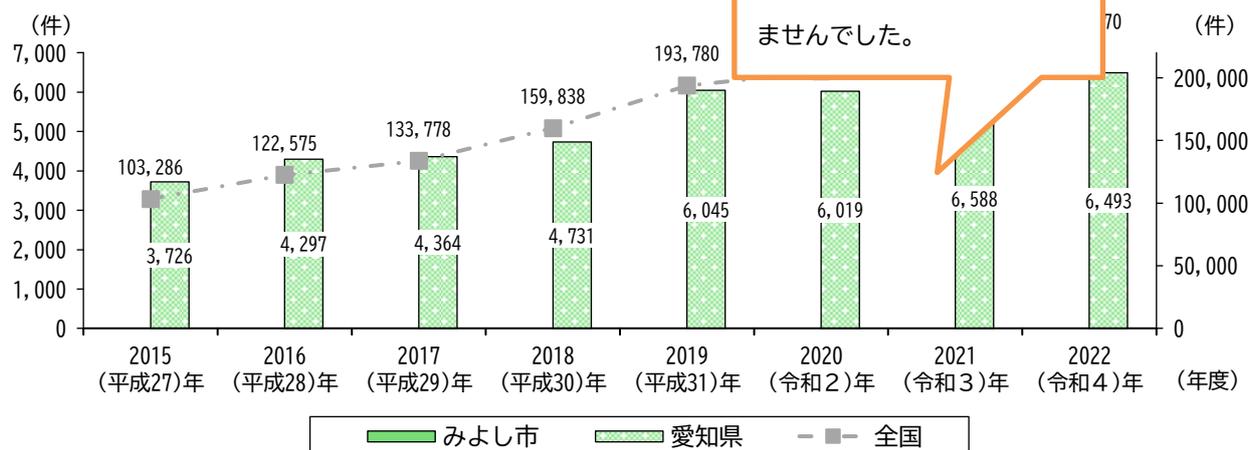
4 こども・若者を取り巻く現状

(1) 困難を抱えるこども・若者の状況

① 児童虐待相談件数と相談対応件数

本市の児童虐待相談件数は、.....

【図表 27 児童虐待相談件数と相談対応件数】

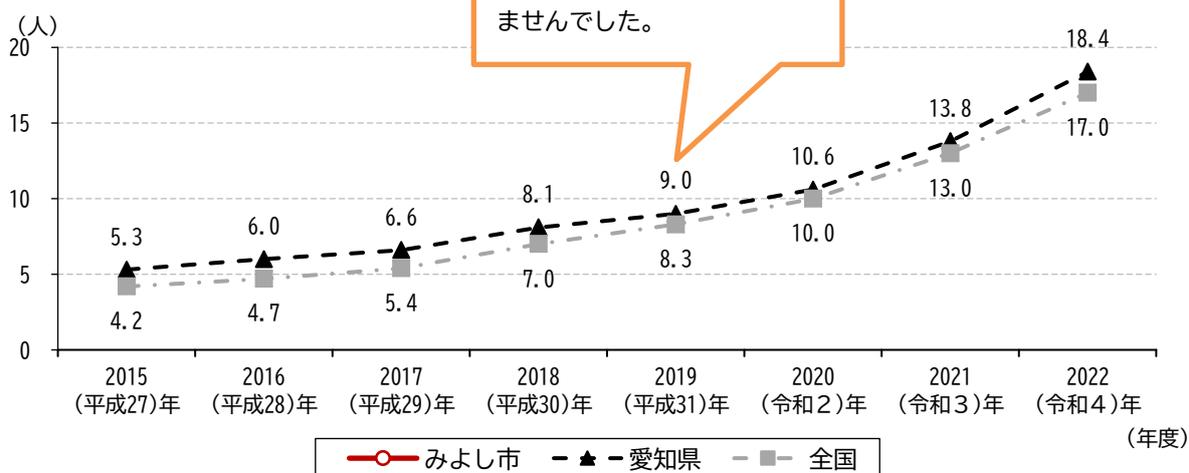


資料：福祉行政報告例（厚生労働省）

② 不登校児童生徒数の推移

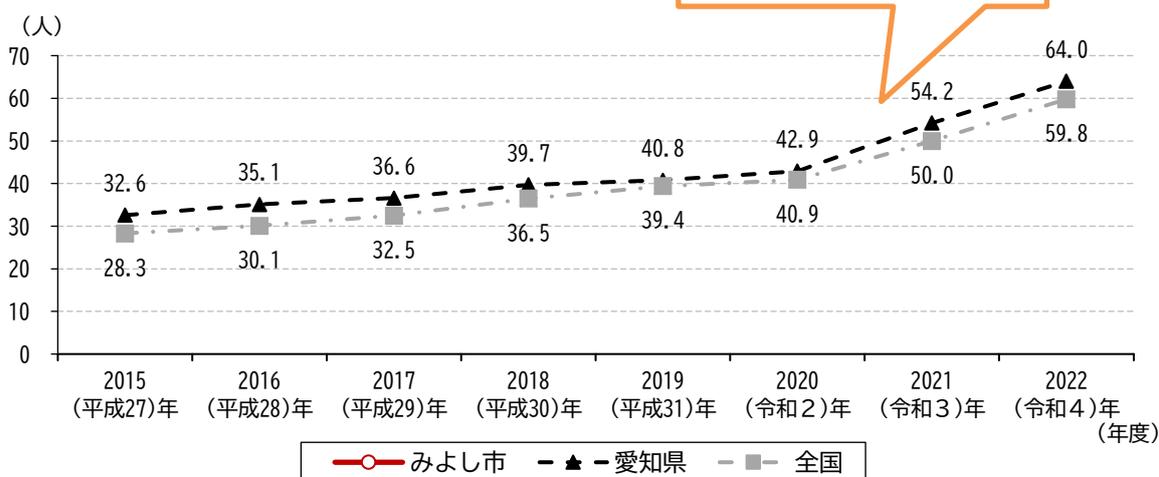
本市の不登校児童生徒数は、.....

【図表 28 児童千人当たりの不登校児童生徒数】



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

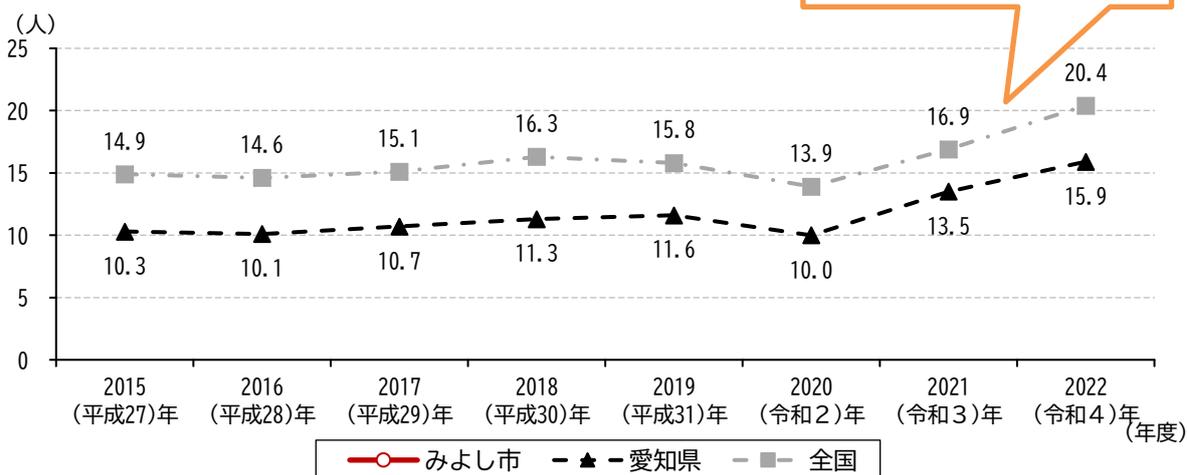
【図表 29 生徒千人当たりの不登校生徒数（中学校）】



※みよし市の情報が見当たりませんでした。

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

【図表 30 生徒千人当たりの不登校生徒数（国公立立高等学校）】



※みよし市の情報が見当たりませんでした。

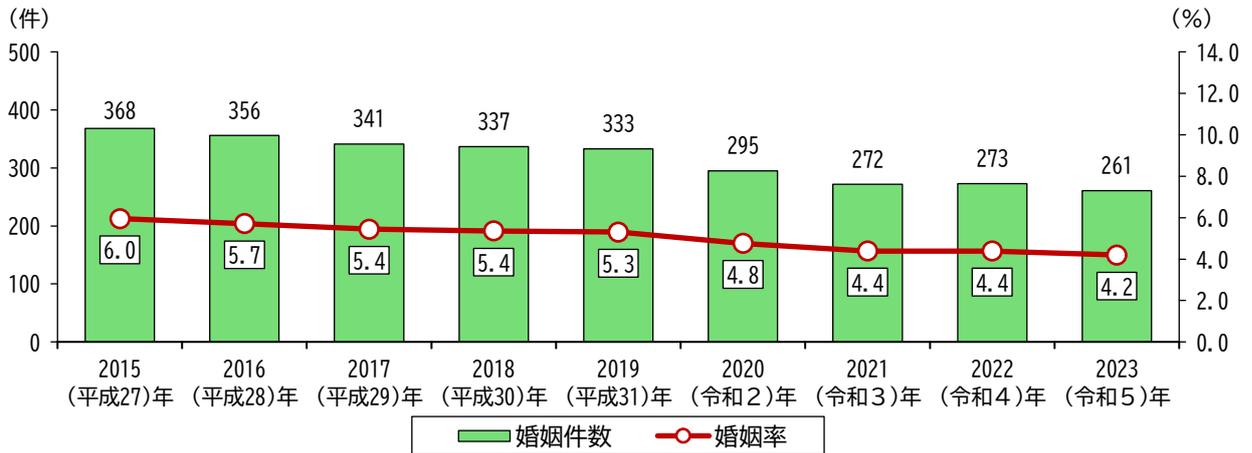
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(2) 婚姻の状況

③ 婚姻件数と婚姻率の推移

本市の婚姻件数と婚姻率は、2015（平成27）年以降、減少を続け、2023（令和5）年には婚姻件数261件、婚姻率4.1%となっています。

【図表31 婚姻件数と婚姻率の推移】



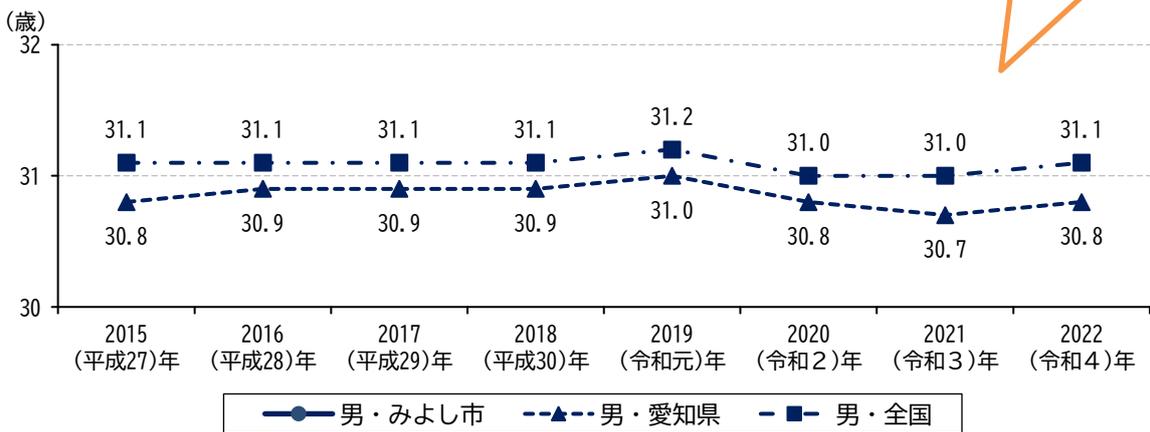
資料：愛知衛生年報（各年1月1日～12月31日）

④ 初婚年齢の推移

本市の初婚年齢は、.....

※みよし市の情報が見当たりませんでした。

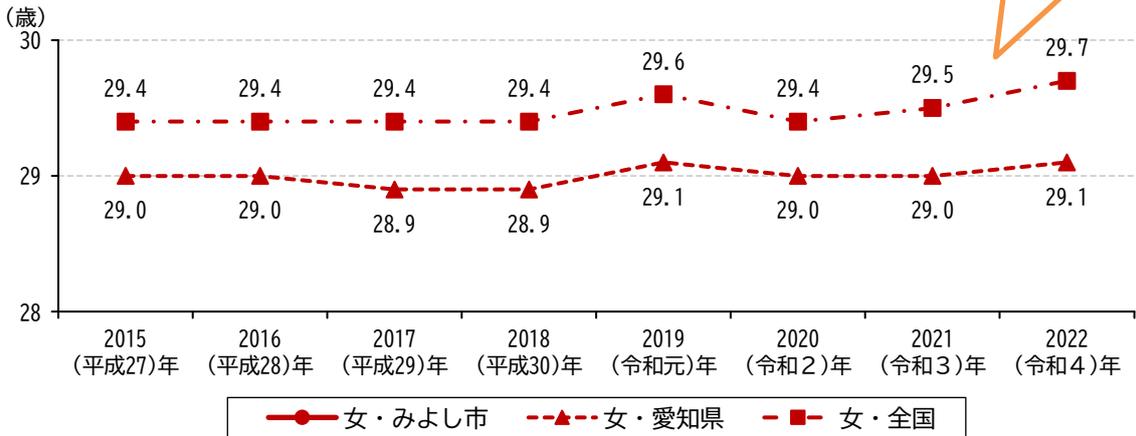
【図表32 平均初婚年齢の推移（男性）】



資料：人口動態調査、愛知県衛生年報

※みよし市の情報が見当たりませんでした。

【図表 33 平均初婚年齢の推移（女性）】

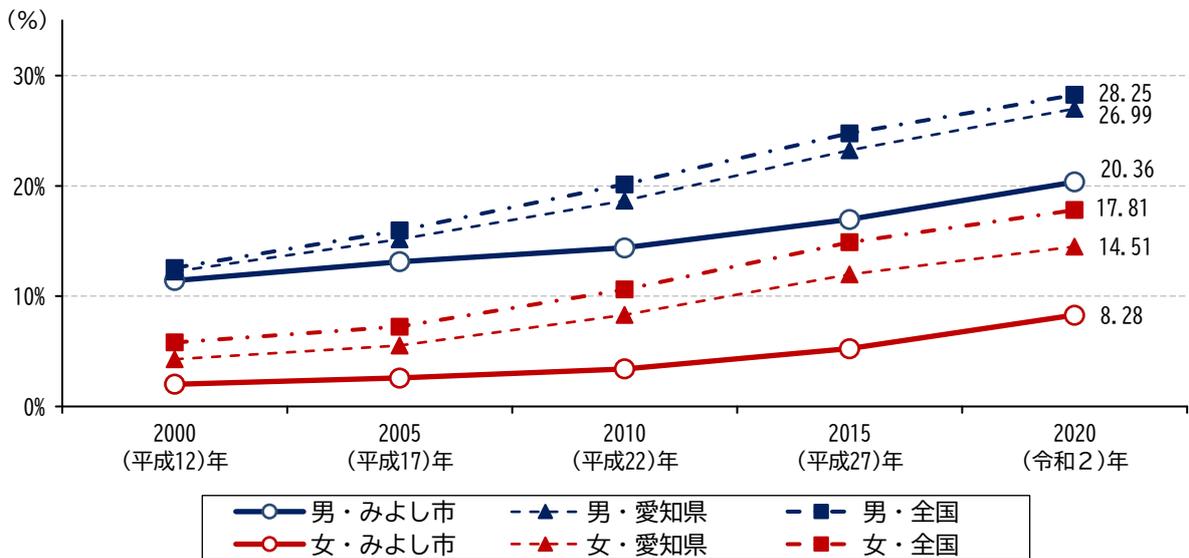


資料：人口動態調査、愛知県衛生年報

⑤ 生涯未婚率の推移

本市の生涯未婚率は、2000（平成12）年以降、男女ともに上昇を続け、2020（令和2）年時点で、男性が20.36%、女性が8.28%となっています。全国や愛知県と比較すると、低い水準で推移しています。

【図表 34 生涯未婚率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

5 アンケート調査の結果から見える現状と課題

(1) 調査の概要

① こども・子育て支援ニーズ調査概要

本計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

■ 調査の実施概要

① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者全員
調査票配布数	3,096件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日 ※0歳児の保護者は、令和6年5月7日～令和6年5月19日に調査を実施
調査方法	郵送により案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	1,075件
回答率	34.7%
② 小学生児童保護者向け調査	
調査対象者	市内の小学校に通う小学2年生・5年生児童の保護者全員
調査票配布数	1,189件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	324件
回答率	27.2%

② こどもの生活状況調査概要

本計画策定にあたり、子育て家庭の日ごろの生活や子育ての実態を把握し、こどもの貧困対策のあり方を考えるとともに、安心して子育てをするために必要な取組を検討することを目的として、「こどもの生活状況調査」を実施しました。

■ 調査の実施概要

① 小学生児童	
調査対象者	市内の小学校に通う全児童
調査票配布数	3,646件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	861件
回答率	23.6%
② 中学生生徒	
調査対象者	市内の中学校に通う全生徒
調査票配布数	1,855件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	1,337件
回答率	72.1%
③ 小学生児童の保護者	
調査対象者	市内の小学校に通う児童の保護者
調査票配布数	3,646件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	912件
回答率	25.0%
④ 中学生生徒の保護者	
調査対象者	市内の中学校に通う生徒の保護者
調査票配布数	1,855件
調査期間	令和6年2月28日～令和6年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	439件
回答率	23.7%

③ 子ども・若者の意識と生活に関する調査概要

本計画策定にあたり、子どもや若者が抱える不安や悩み、将来に関する考え、市へのニーズなどを把握し、子どもや若者の生活に関わる取組などの方向性や施策のあり方を検討することを目的として、「子ども・若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

■ 調査の実施概要

調査対象者	市内在住の15歳から39歳の市民
調査票配布数	5,000件 ※令和6年1月30日現在、市内在住の15歳から39歳の市民の中から無作為に抽出
調査期間	令和6年3月12日～令和6年3月29日
調査方法	郵送により案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	896件
回答率	17.9%

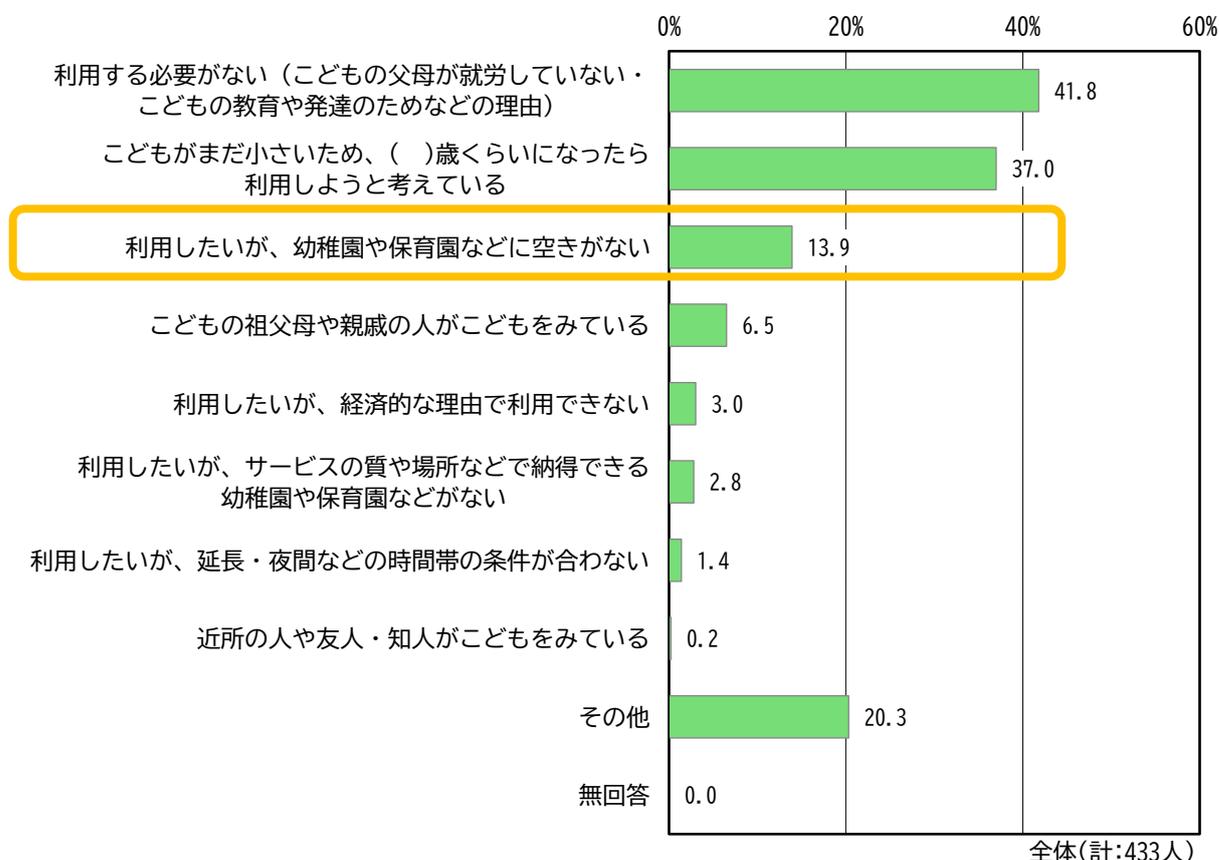
(2) 子育て環境の現状と課題

① 待機児童の数

令和6年2月に実施した「こども・子育てニーズ調査（就学前児童家庭）」で、「平日に、幼稚園や保育所などのこどもを預かる施設やサービスを利用していない」と回答した人に利用していない理由を尋ねたところ、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」と回答した人の割合が13.9%となっています。

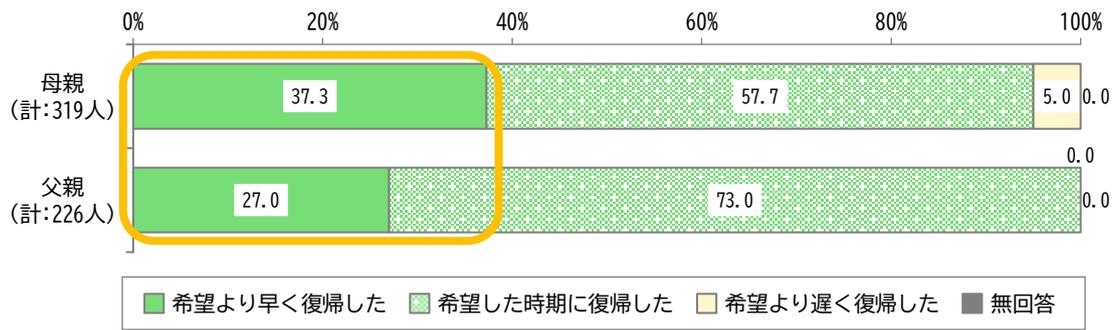
表面化している待機児童の数は減少しつつあるものの、まだまだ潜在的ニーズがあり、注視していく必要があると考えます。

■ 幼稚園や保育所などのこどもを預かる施設やサービスを利用していない理由

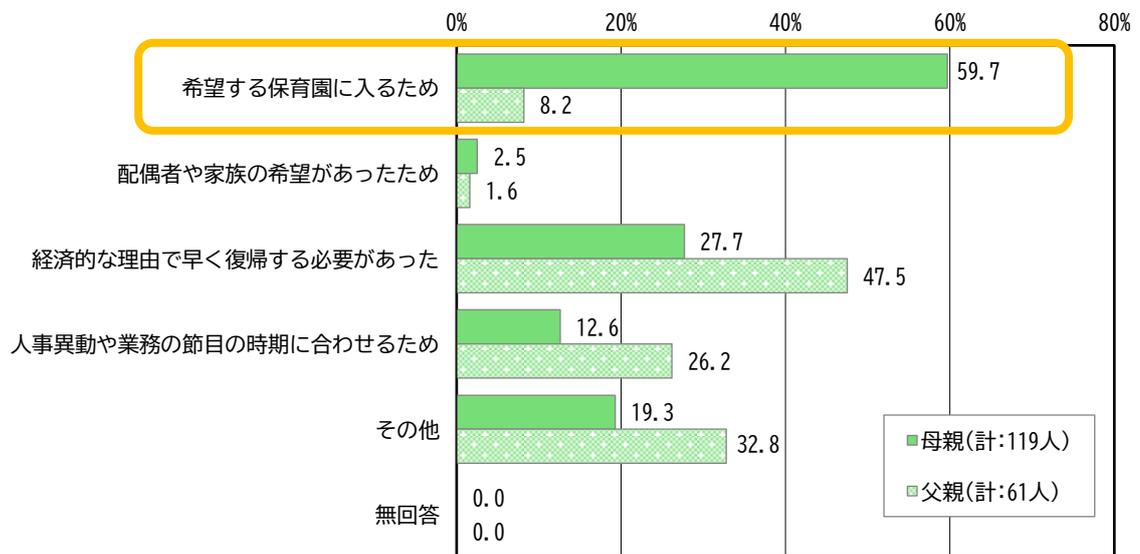


また、「育児休業取得後に職場に復帰した」と回答した人のうち、「希望より早く復帰した」と回答した母親の割合が37.3%、父親の割合が27.0%となっています。続いて、「希望の時期に職場復帰しなかった理由」を尋ねたところ、「希望する保育園に入るため」と回答した母親の割合が59.7%、父親の割合が8.2%となっています。希望する園にこどもを入園させるため、保護者は希望している時期より早く職場復帰をしており、仮に、希望通りに職場復帰をした場合、現在の待機児童や潜在的ニーズが更に増えることを考慮し、注視していく必要があると考えます。

■ 職場復帰の時期



■ 希望より早く復帰した理由



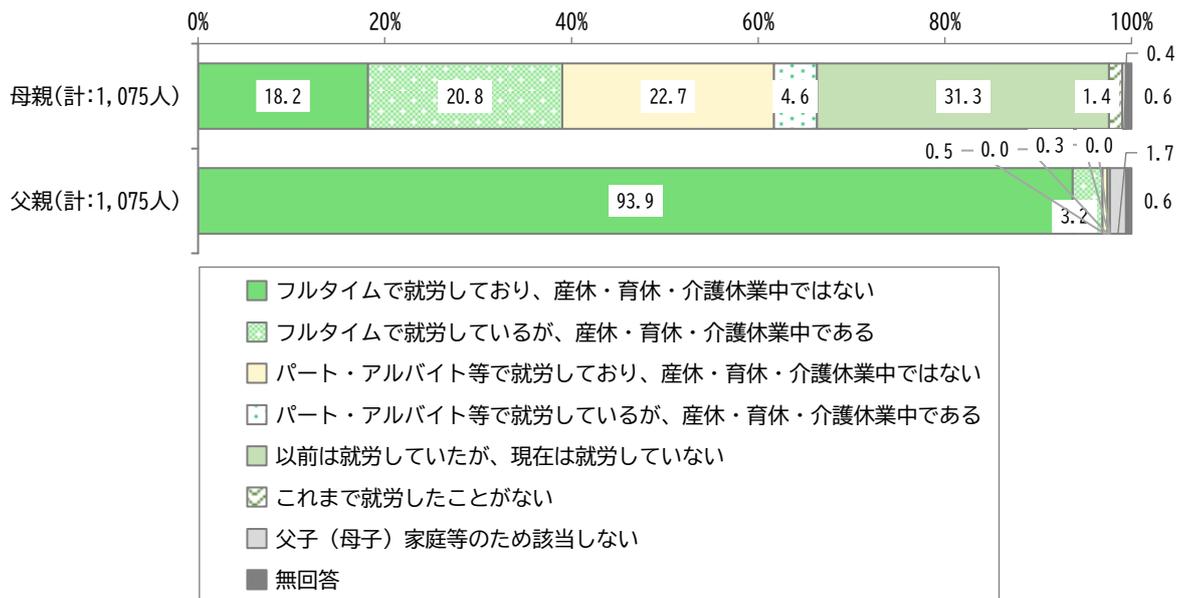
② 保護者の就業率

令和6年2月に実施した「こども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「保護者の現在の就労状況」について尋ねたところ、フルタイムで就労している（「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）と回答した就学前児童の母親の割合が39.0%、父親の割合が97.1%、小学生児童の母親の割合が24.0%、父親の割合が96.3%となっています。

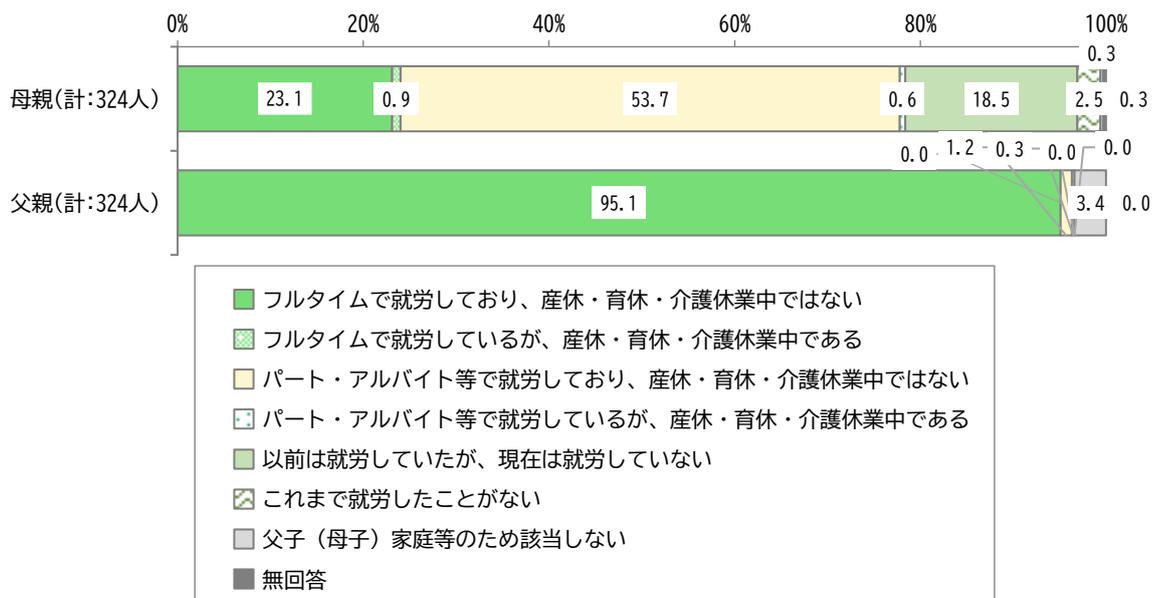
両親ともにフルタイムの家庭の割合が最も高く38.6%、次いで、専業主婦（主夫）の家庭が32.7%となっています。

核家族世帯が増加している中で、両親ともにフルタイムの世帯も増えており、子育て当事者の負担は益々増えていっている状況です。子育て当事者の負担を軽減できるよう、子育て世帯への訪問相談等、サポート体制拡充の必要があると考えます。

■就学前児童保護者の就労状況



■小学生児童保護者の就労状況



■就労環境（現在の家庭類型）の比較

	0歳		1～2歳		3～5歳		総計	
	人数	世帯 (%)	人数	世帯 (%)	人数	世帯 (%)	人数	世帯 (%)
ひとり親家庭	2	(1.3%)	9	(2.5%)	15	(2.9%)	26	(2.5%)
フルタイム×フルタイム	94	(60.3%)	150	(41.0%)	159	(30.5%)	403	(38.6%)
フルタイム×パート	16	(10.3%)	75	(20.5%)	179	(34.3%)	270	(25.9%)
専業主婦（主夫）	44	(28.2%)	131	(35.8%)	166	(31.8%)	341	(32.7%)
パート×パート	0	(0.0%)	1	(0.3%)	2	(0.4%)	3	(0.3%)
無業×無業	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(0.2%)	1	(0.1%)
総計	156	(100.0%)	366	(100.0%)	522	(100.0%)	1,044	(100.0%)

③ 母親中心の育児環境

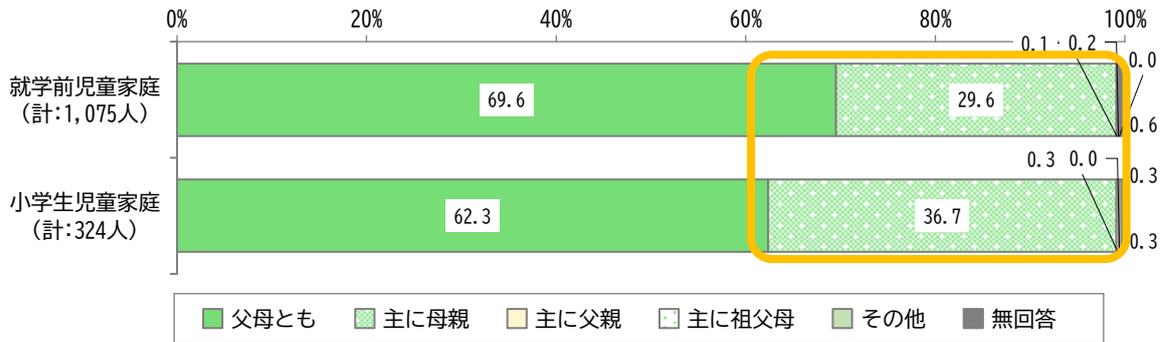
令和6年2月に実施した「こども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「対象のお子さんの子育てや教育は、主にどなたがおこなっていますか」と尋ねたところ、「父母とも」におこなっていると回答した人の割合が概ね7割となっています。

一方で、約3割の家庭では母親中心の子育て状況にあります。

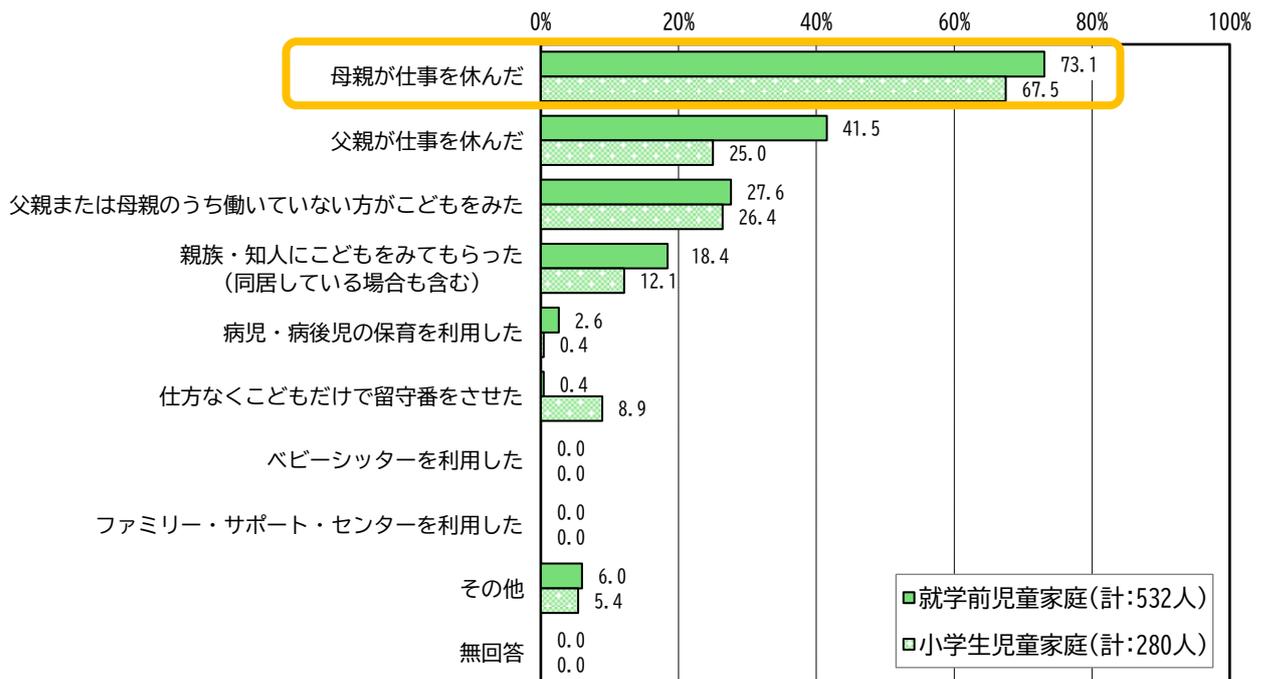
また、「この1年で、お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園などを利用できなかった場合の対処方法」について尋ねたところ「母親が仕事を休んだ」と回答した人の割合が就学前児童家庭で73.1%、小学生児童家庭で67.5%となっています。

「育児の中心は母親」という性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の醸成を防ぐことが、固定的性別役割分担意識の解消につながるため、意識啓発等に努める必要があると考えます。

■主に子育て・教育を主に行っている方



■病気になったときの対応



④ 気軽に相談できる人や場所の有無

令和6年2月に実施した「こども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人または場所がありますか」と尋ねたところ「いない／ない」と回答した人が1割程度となっています。

日頃から気軽に相談できる人や気軽に相談できる場所への繋ぎの支援が必要であると考えます。

■ 気軽に相談できる人や場所の有無

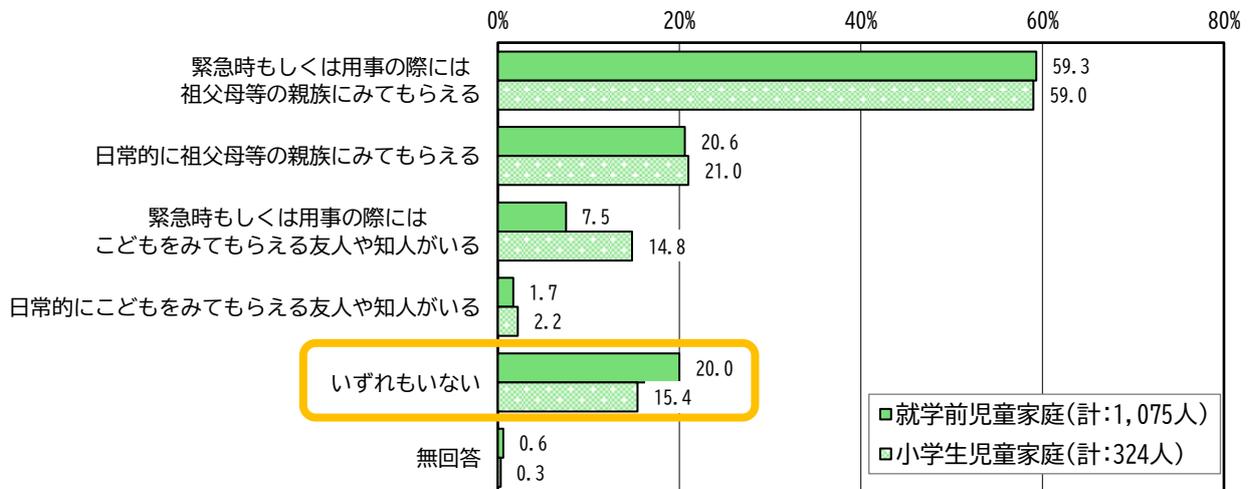


⑤ こどもの面倒を見られないときの対応

令和6年2月に実施した「こども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「保護者がお子さんの世話ができないときに、お子さんの面倒はどなたにみてもらえますか」と尋ねたところ、「いずれもない」と回答した人が就学前児童家庭では 20.0%、小学生児童家庭では 15.4%となっています。

一時保育などの公共サービスの周知を図る必要があると考えます。

■ こどもの面倒を見られないときの対応



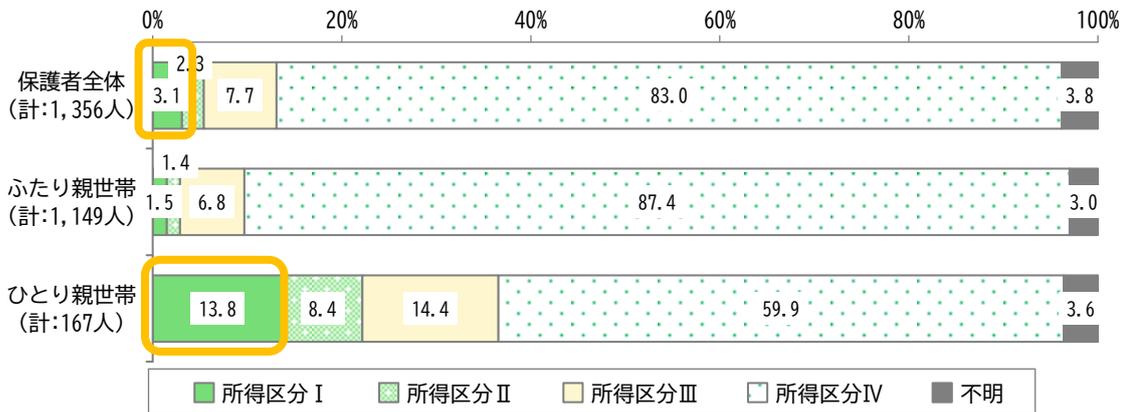
(3) こどもの貧困の現状と課題

① 困窮家庭の状況

「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているために必ずしも貧困の実態を十分に捉えられていないと考え、経済的理由により必要な「食料」や「衣服」が購入できなかったり「公共料金」の支払いができなかったりした世帯を含めて本市独自に「生活困難世帯」を定義し分析軸に加えました。また、特に困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」についても本市の独自指標として分析軸に加え、生活困窮の状況についてより多面的な把握に努めました。

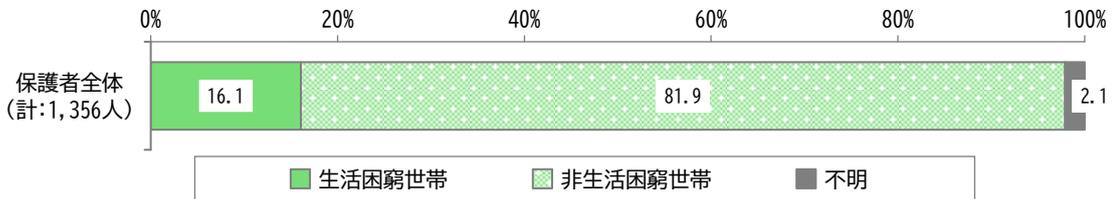
令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（保護者票）」において所得状況をみると、相対的貧困（所得区分Ⅰ）の割合は3.1%、ひとり親世帯の相対的貧困の割合は13.8%と高い水準になっています。生活困窮世帯の割合は16.1%、ひとり親世帯の割合は12.3%となっています。

■ 所得区分（相対的貧困）

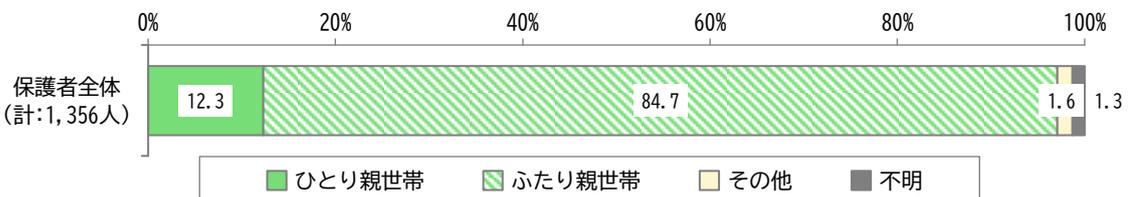


※愛知県の貧困線をベースにし、所得区分Ⅰを相対的貧困家庭と定義しています。
 ※世帯収入と生計を共にしている人数を用いて等価可処分所得を算出しています。

■ 生活困窮世帯



■ ひとり親世帯



② 病院や歯医者を受診状況

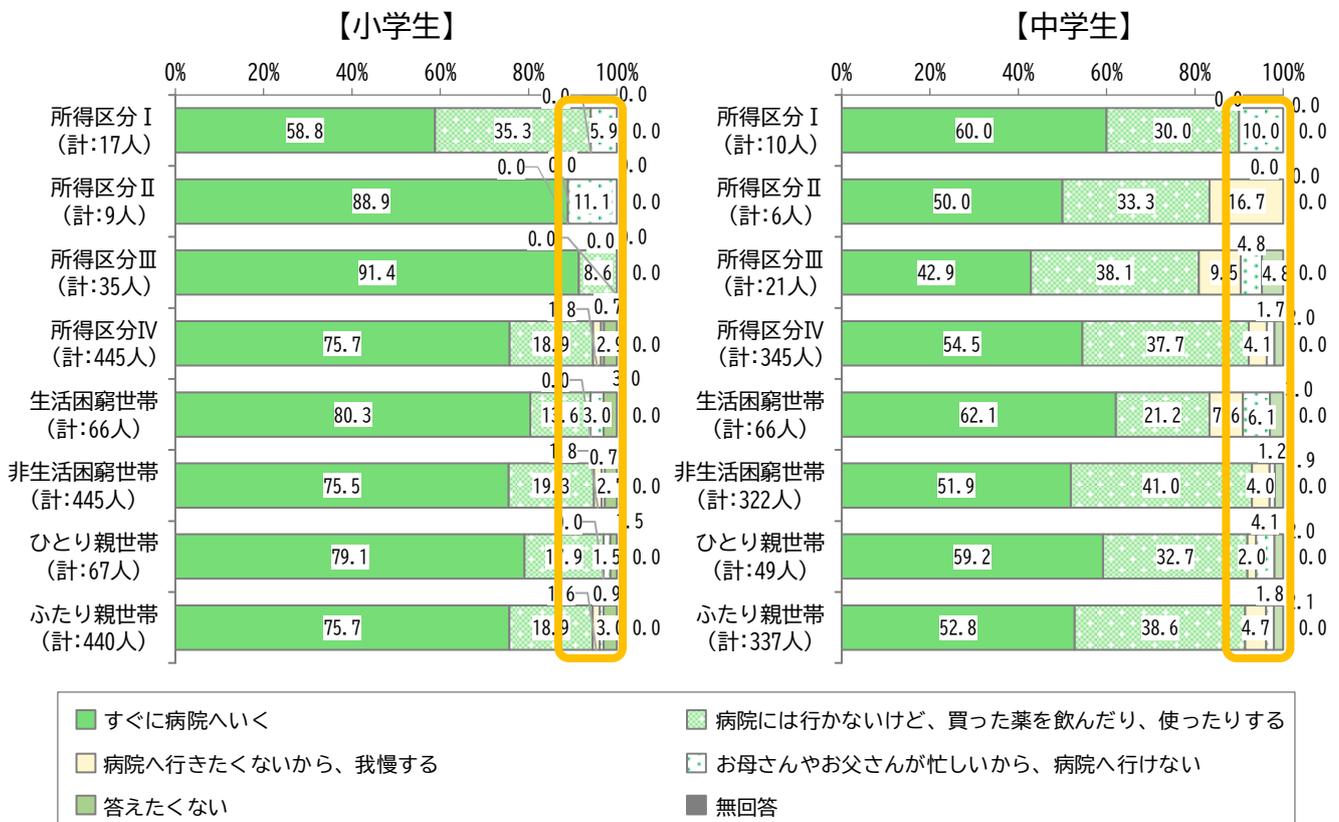
令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「熱がでたり、歯がいたいとき、どうしているか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「お母さんやお父さんが忙しいから、病院へ行けない」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。

また、「こどもの生活状況調査（大人票）」において、「過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方が良かったが、実際は受診させなかったことがありますか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「受診させなかった経験があった」と回答した人の割合が高くなっています。

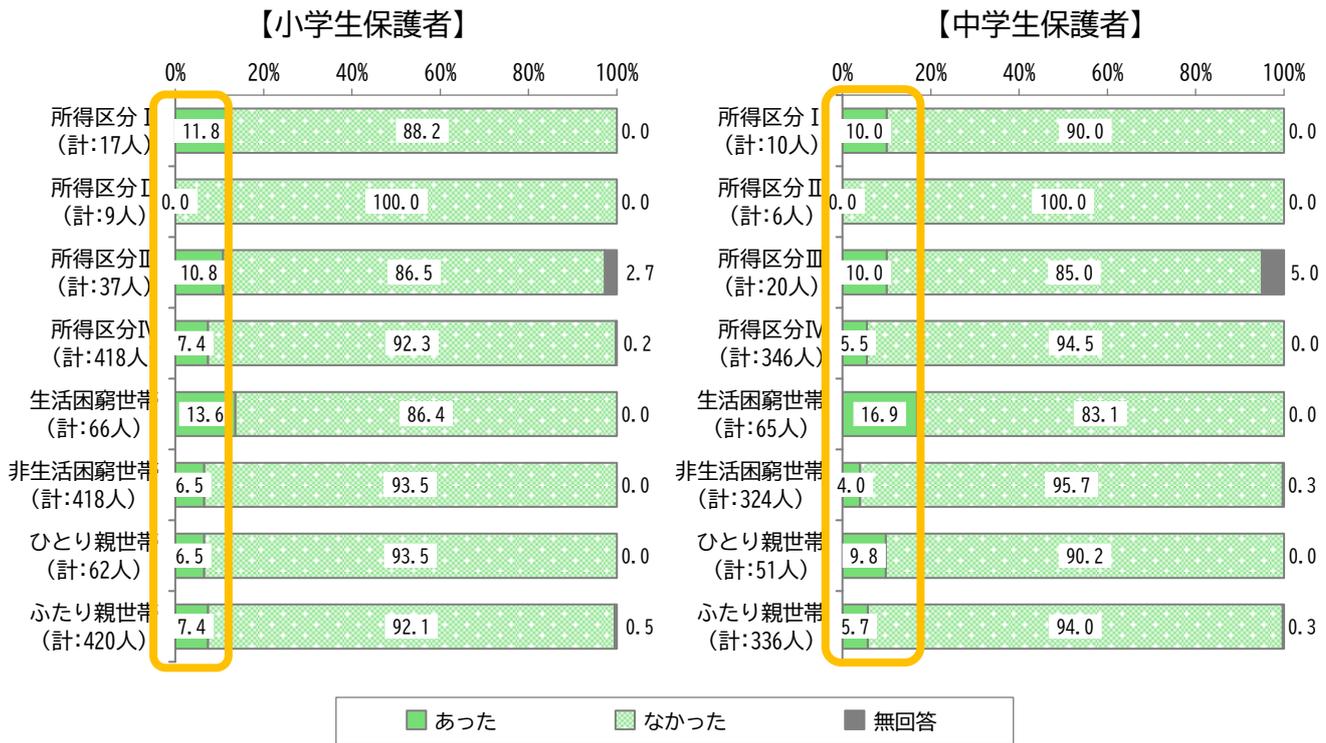
さらに、「医療機関でお子さんを受診させた方が良かったが、実際には受診させなかった経験があった人」に受診させなかった理由を尋ねたところ、「最初は受診させようと思ったが、お子さんの様子を見て受診させなくてもよいと判断したため」と回答した人の割合が最も高く、次いで、「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」と回答した人の割合も高くなっています。

こどもの健康を守るためにも、子育て世帯への緊急時サポート体制の整備や家庭の経済状況による健康格差の縮小のための取組が必要であると考えます。

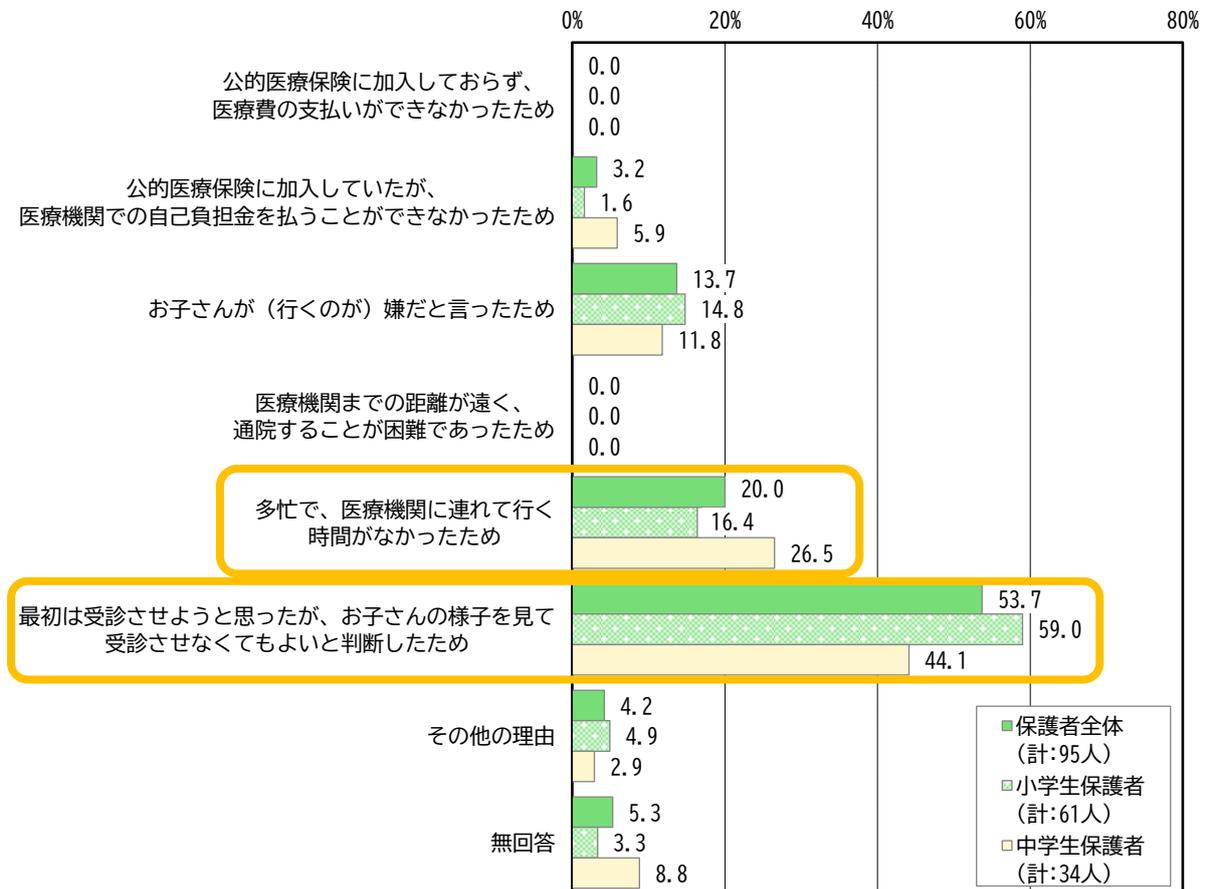
■ 熱がでたり、歯がいたいときの対処方法（こども）



■ 病院や歯医者を受診させなかった経験（保護者）



■ 病院や歯医者を受診させなかった理由（保護者）



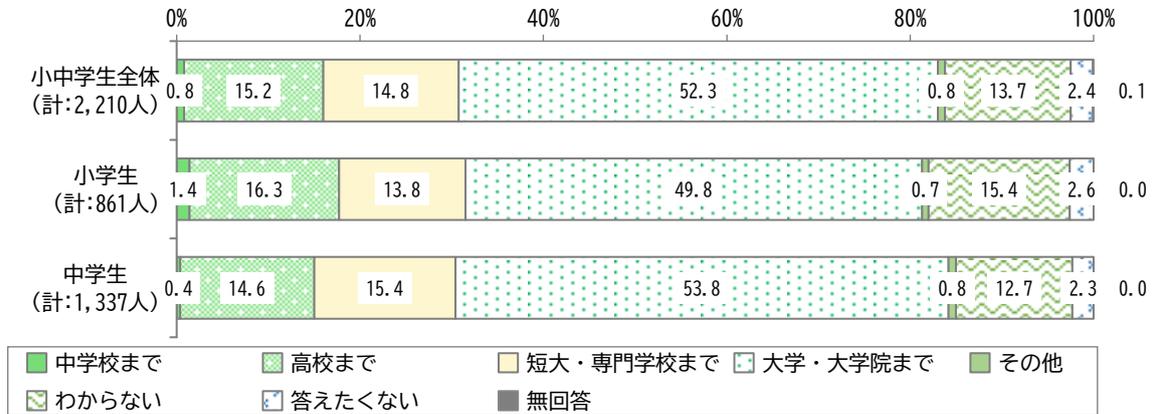
③ 大学進学への希望

令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、将来どの学校まで行きたいですか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「大学・大学院まで」と回答した人の割合が低くなっています。

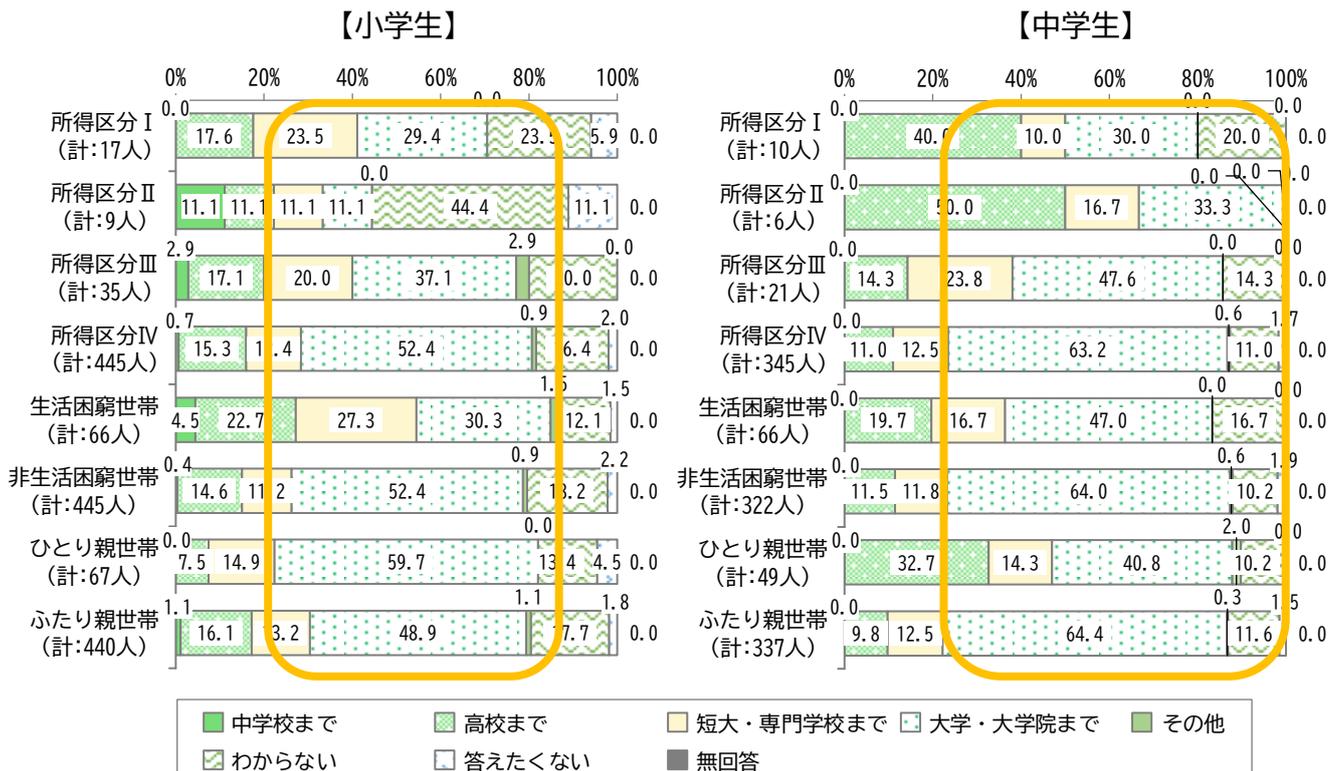
また、「こどもの生活状況調査（保護者票）」において、「お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいですか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で、大学・大学院までの教育を「受けさせたい」と回答した人の割合が低く、「経済的に受けさせることは厳しい」と回答した人の割合が高くなっています。

こどもの学習機会や学習意欲の向上のためにも、家庭の経済状況による教育格差の是正のための取組が必要と考えます。

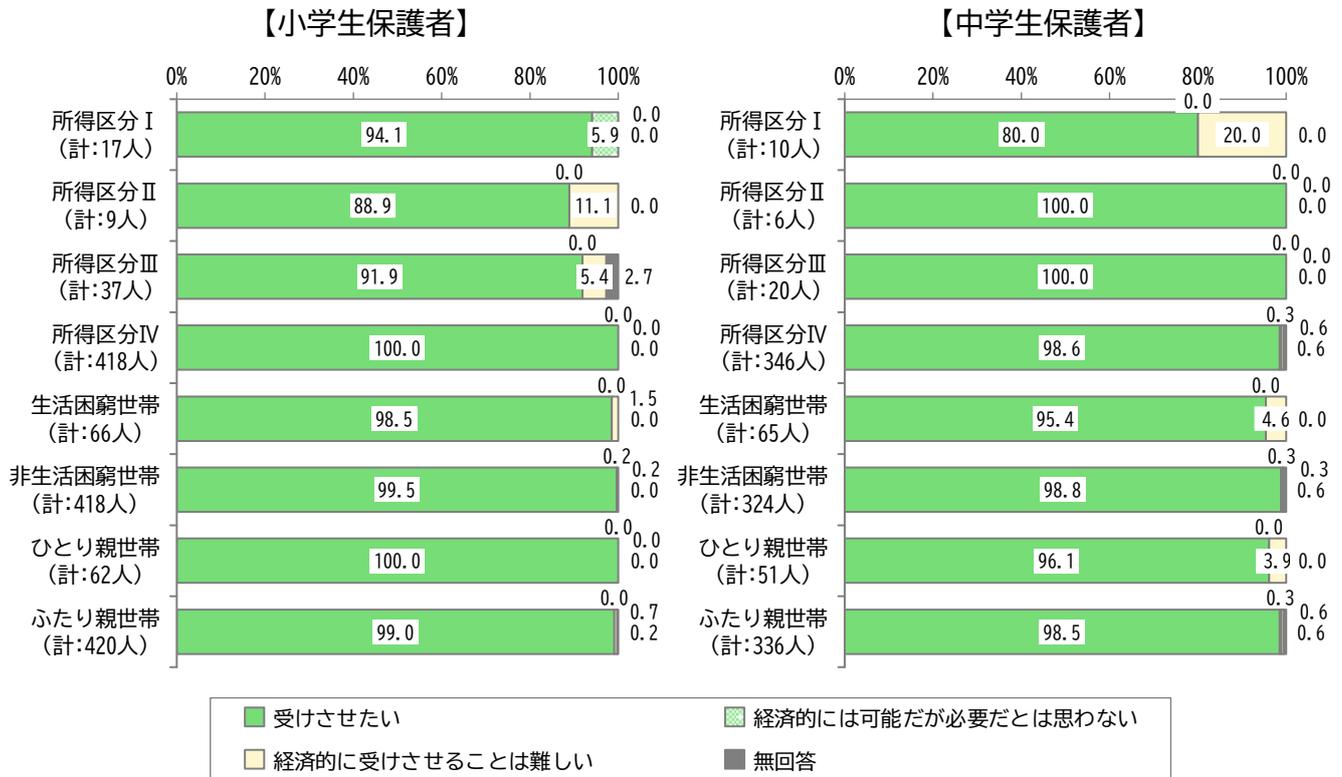
■ 進学先の希望（こども）



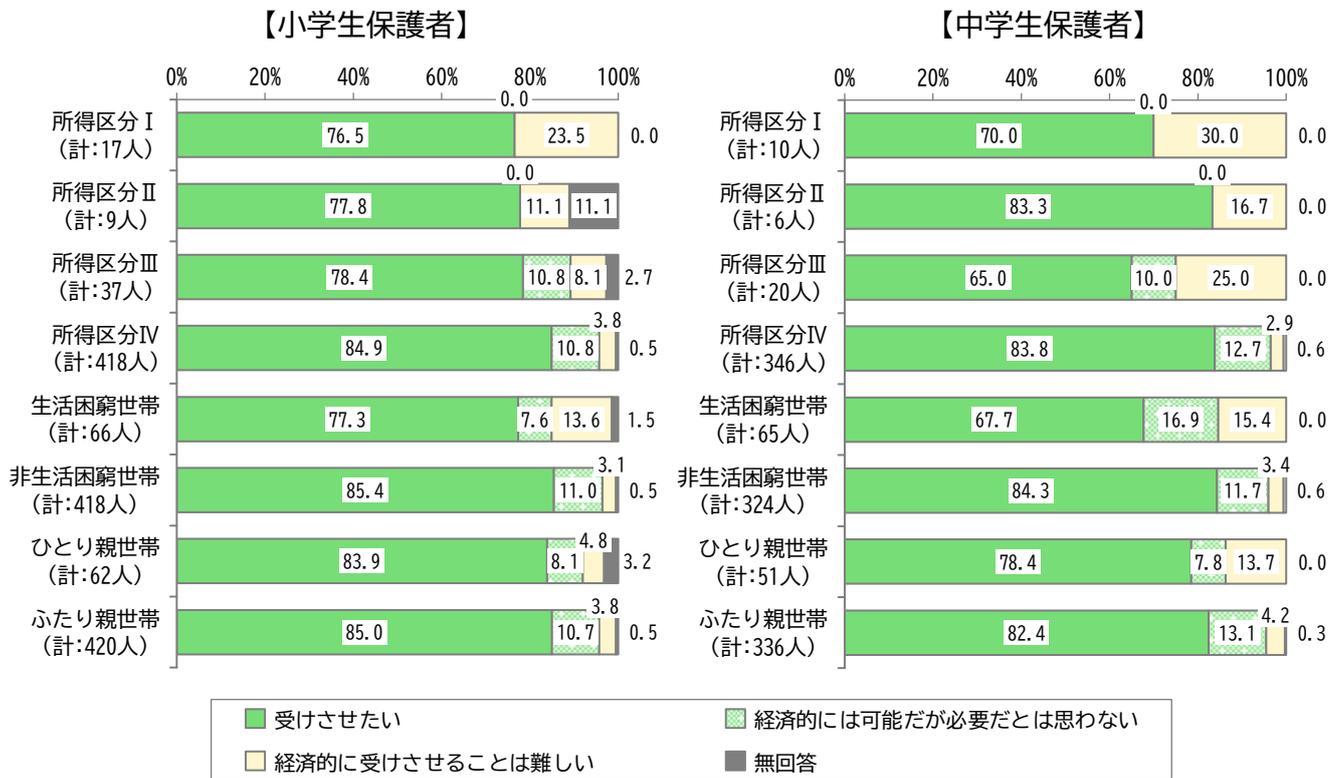
■ 進学先の希望（こども）



■ 高校までの教育（保護者）



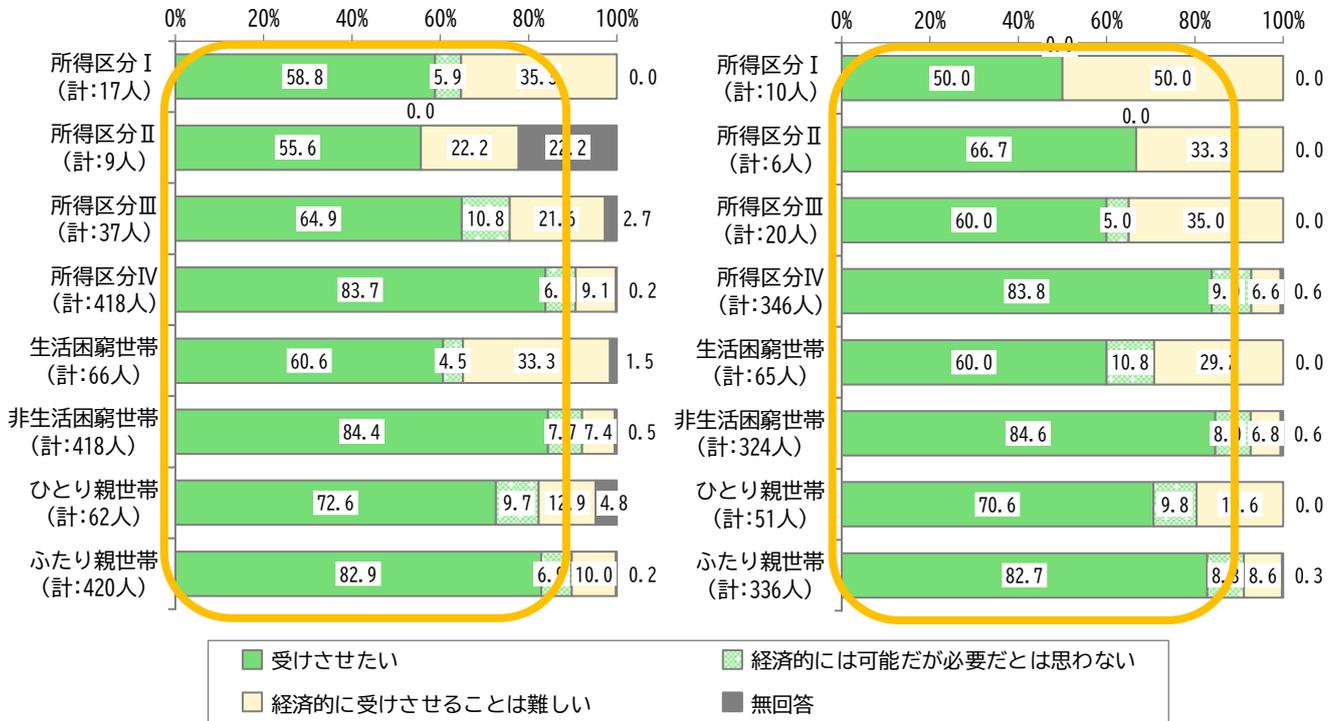
■ 短大・専門学校までの教育（保護者）



■ 大学・大学院までの教育（保護者）

【小学生保護者】

【中学生保護者】



④ ヤングケアラーの状況

令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、家で週に1回以上、お手伝いをしているか」と尋ねたところ、お手伝いをしていると回答した児童生徒の割合が高くなっています。

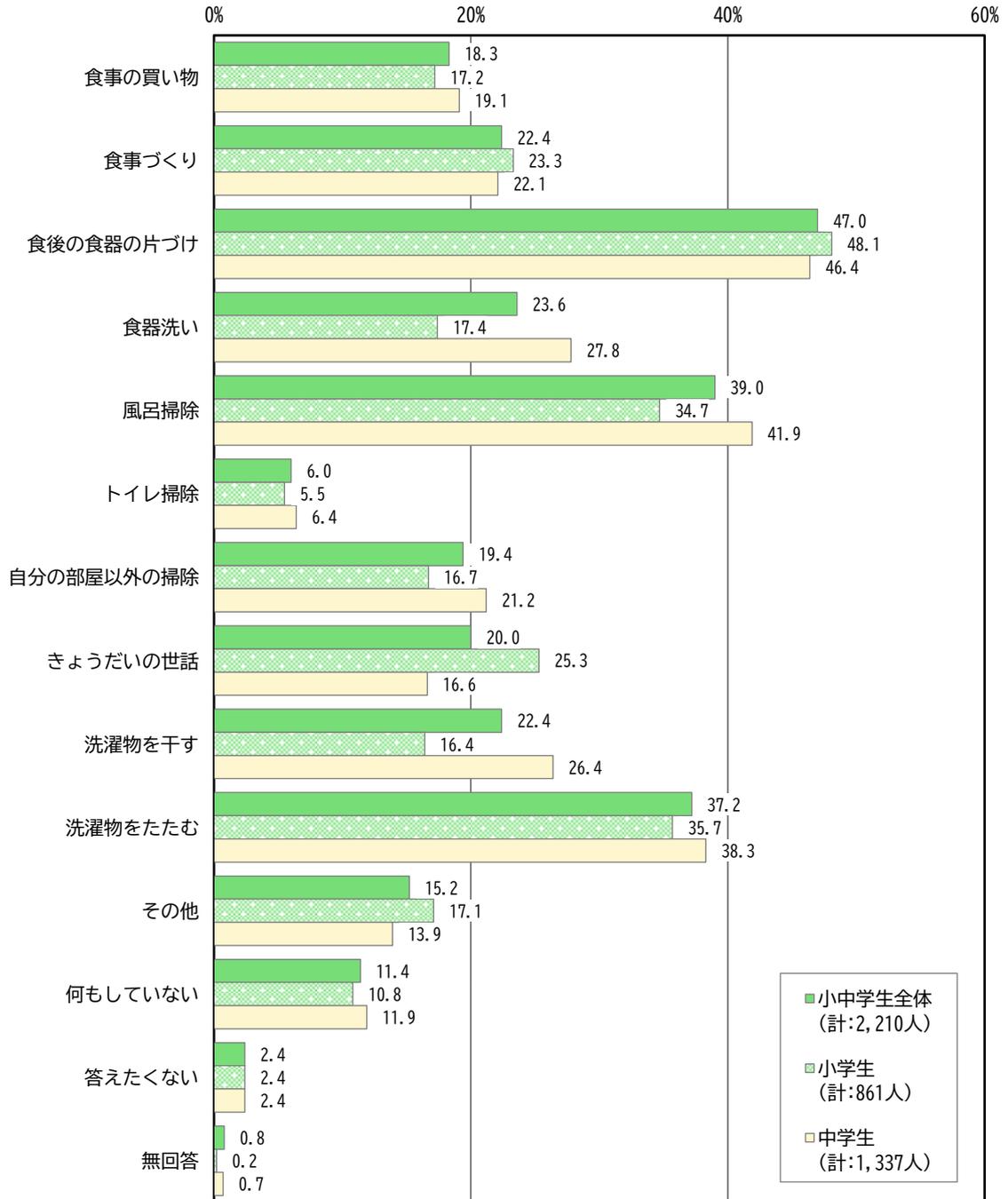
ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」と定義されており、今後、実態把握に努める必要があると考えます。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関と連携し、家庭の状況等に応じた必要な支援に取り組む必要があると考えます。

■家で週1回以上、お手伝いしていること（こども）

(%)	食事の買い物	食事づくり	片食後の食器の	食器洗い	風呂掃除	トイレ掃除	自分の部屋以外の掃除	世話をさようだいの	洗濯物を干す	洗濯物をたたむ	その他	何もしていない	答えたくない	無回答
所得区分Ⅰ (計:17人)	17.6	17.6	52.9	41.2	29.4	11.8	23.5	23.5	5.9	41.2	11.8	5.9	11.8	0.0
所得区分Ⅱ (計:9人)	33.3	11.1	22.2	0.0	44.4	0.0	22.2	33.3	22.2	0.0	33.3	0.0	11.1	0.0
所得区分Ⅲ (計:35人)	14.3	28.6	45.7	11.4	31.4	2.9	14.3	28.6	14.3	31.4	2.9	17.1	0.0	0.0
所得区分Ⅳ (計:445人)	14.2	21.1	52.6	13.7	31.5	4.0	13.0	23.6	15.1	33.7	18.7	10.1	1.3	0.2
生活困窮世帯 (計:66人)	21.2	24.2	68.2	19.7	36.4	7.6	16.7	24.2	19.7	42.4	10.6	1.5	4.5	1.5
非生活困窮世帯 (計:445人)	13.3	20.7	48.5	13.7	31.2	3.6	13.5	24.0	13.9	31.7	18.4	11.9	1.3	0.0
ひとり親世帯 (計:67人)	17.9	17.9	44.8	13.4	32.8	3.0	17.9	22.4	13.4	26.9	10.4	9.0	4.5	0.0
ふたり親世帯 (計:440人)	14.1	21.8	51.8	14.5	31.6	4.3	13.6	25.0	14.5	34.5	18.4	10.9	1.4	0.2

(%)	食事の買い物	食事づくり	片食後の食器の	食器洗い	風呂掃除	トイレ掃除	自分の部屋以外の掃除	世話をさようだいの	洗濯物を干す	洗濯物をたたむ	その他	何もしていない	答えたくない	無回答
所得区分Ⅰ (計:10人)	10.0	20.0	30.0	10.0	20.0	20.0	20.0	60.0	20.0	30.0	10.0	10.0	0.0	0.0
所得区分Ⅱ (計:6人)	16.7	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0
所得区分Ⅲ (計:21人)	23.8	33.3	38.1	33.3	42.9	9.5	28.6	9.5	38.1	38.1	9.5	23.8	9.5	0.0
所得区分Ⅳ (計:345人)	19.1	18.6	53.0	24.9	38.3	3.8	20.6	15.7	27.2	40.3	13.6	11.9	2.6	0.6
生活困窮世帯 (計:66人)	24.2	18.2	56.1	21.2	40.9	3.0	18.2	21.2	24.2	43.9	10.6	12.1	1.5	1.5
非生活困窮世帯 (計:322人)	18.3	19.6	50.3	25.5	36.6	4.7	21.1	15.2	28.0	39.4	13.4	12.7	3.1	0.3
ひとり親世帯 (計:49人)	22.4	16.3	44.9	20.4	26.5	12.2	24.5	24.5	22.4	32.7	12.2	12.2	4.1	0.0
ふたり親世帯 (計:337人)	19.0	20.2	52.5	25.8	40.1	3.3	20.2	15.4	28.8	41.2	12.8	12.8	2.7	0.6



ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



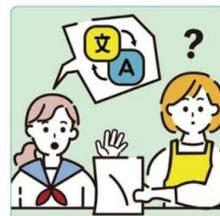
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



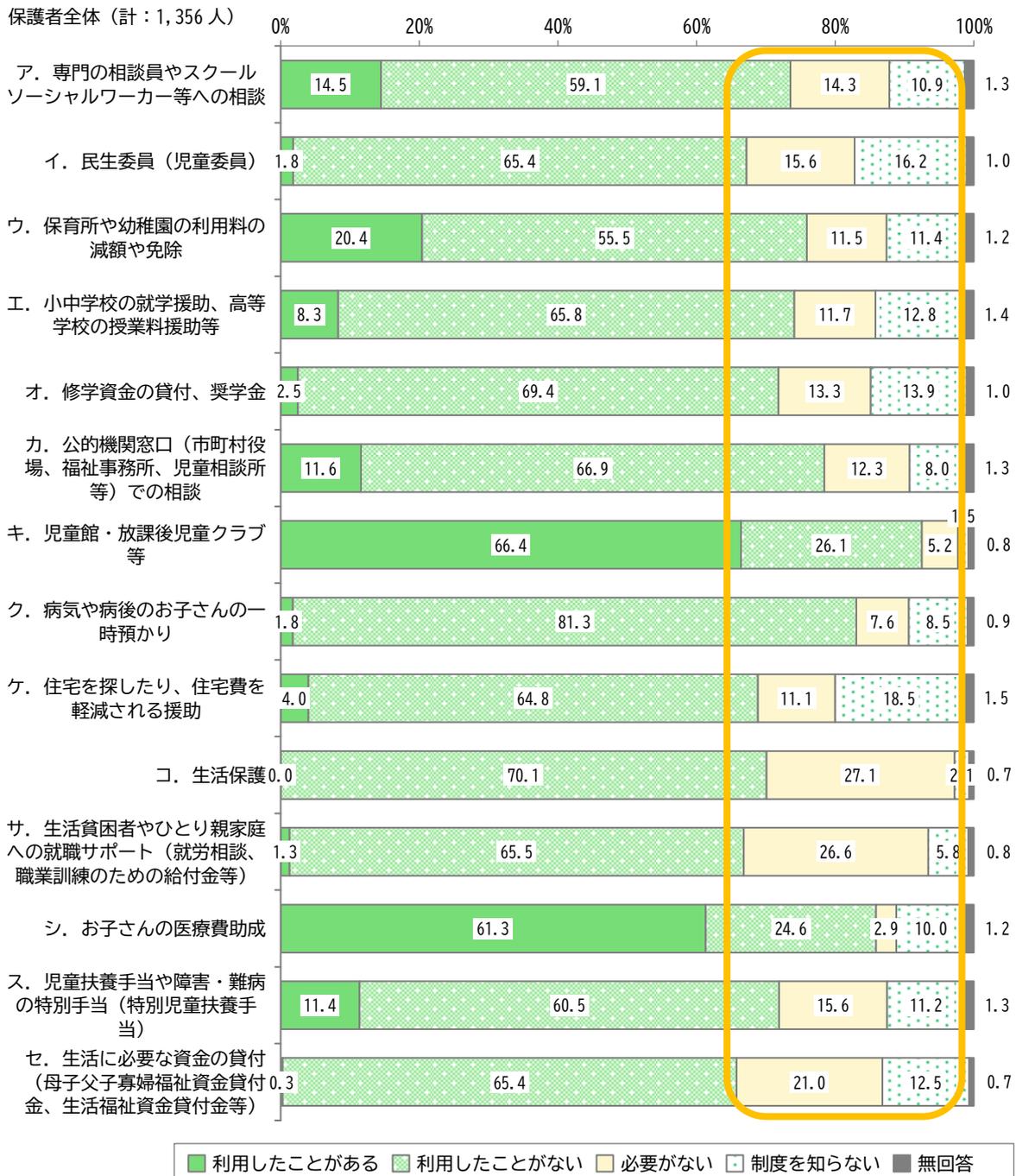
障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

⑤ 支援制度の利用状況

令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（大人票）」において、「あなたは、支援制度を利用したことがありますか」と尋ねたところ、「キ. 児童館・放課後児童クラブ等」および「シ. お子さんの医療費助成」を除き「利用したことがない」と回答した人の割合が高くなっています。一方で、「制度を知らない」と回答した人の割合は低いものの、2割弱あります。

支援が必要な人へ適切な支援を届けるためにも、支援制度の普及啓発を図っていく必要があると考えます。

■ 支援制度の利用状況（保護者）



(4) こども・若者を取り巻く現状と課題

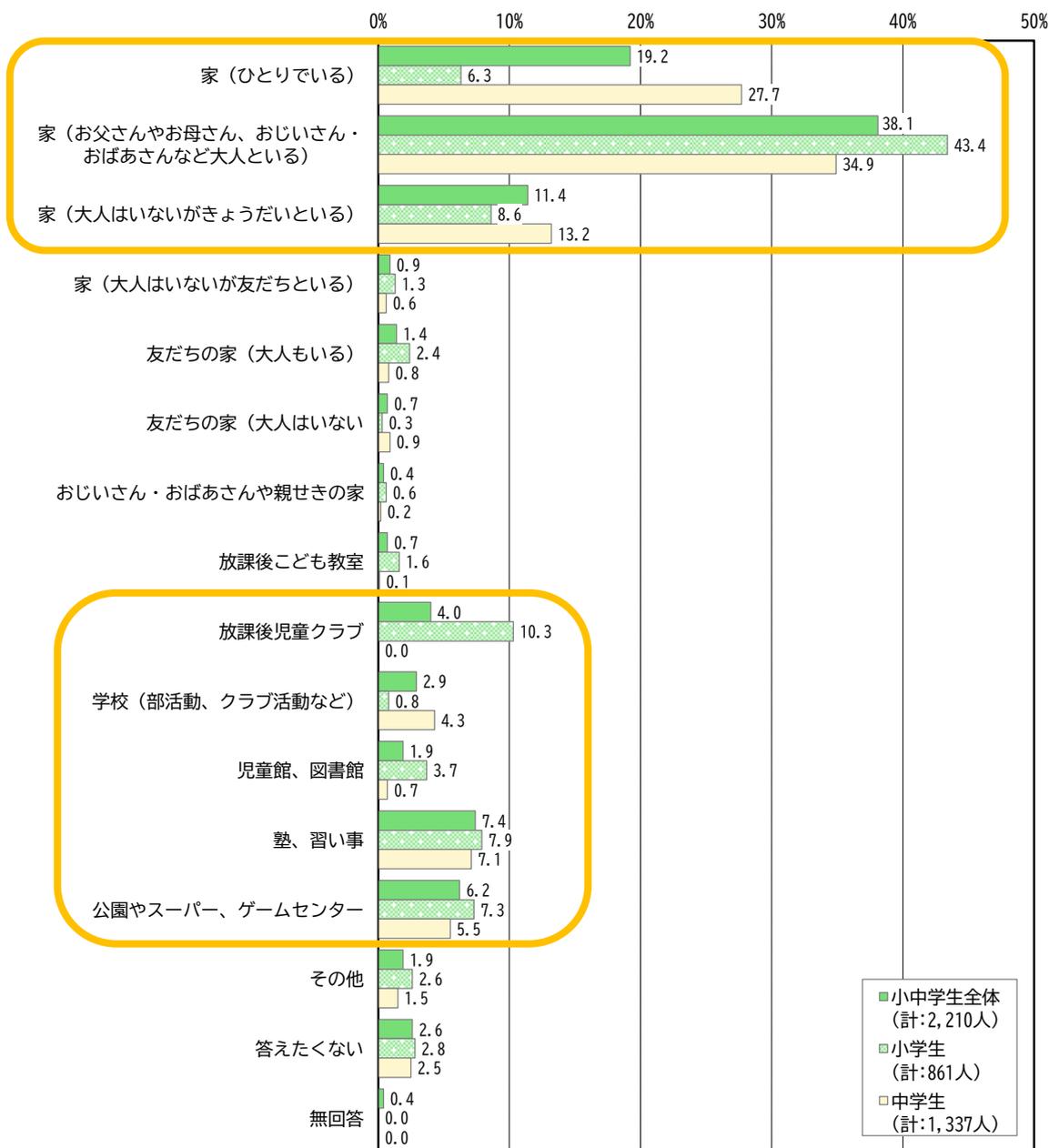
① 居場所について

令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、学校のある日の放課後、どこにすることが多いですか」と尋ねたところ、「家（「ひとりである」＋「お父さんやお母さん、おじいさん・おばあさんなど大人という」）＋「大人はいないがきょうだいという）」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。次いで、「放課後児童クラブ」や「学校（部活動、クラブ活動など）」、「児童館、図書館」、「塾、習い事」、「公園やスーパー、ゲームセンター」となっています。

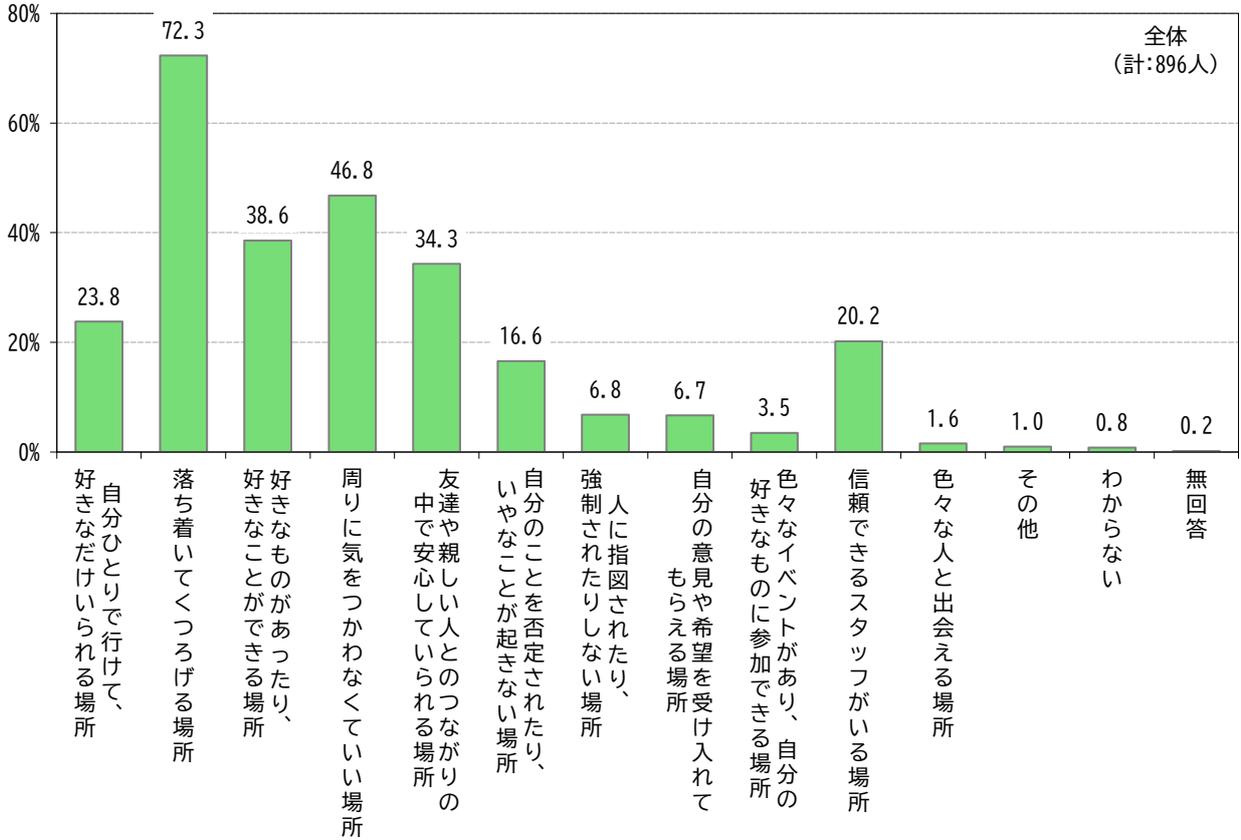
また、「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、「あなたにとって、居場所とはどんなところだと思いますか」と尋ねたところ、「落ち着いてくつろげる場所」と回答した人の割合が高くなっています。

こどもや若者が自分らしく過ごせるような「居場所づくり」に取り組む必要があると考えます。

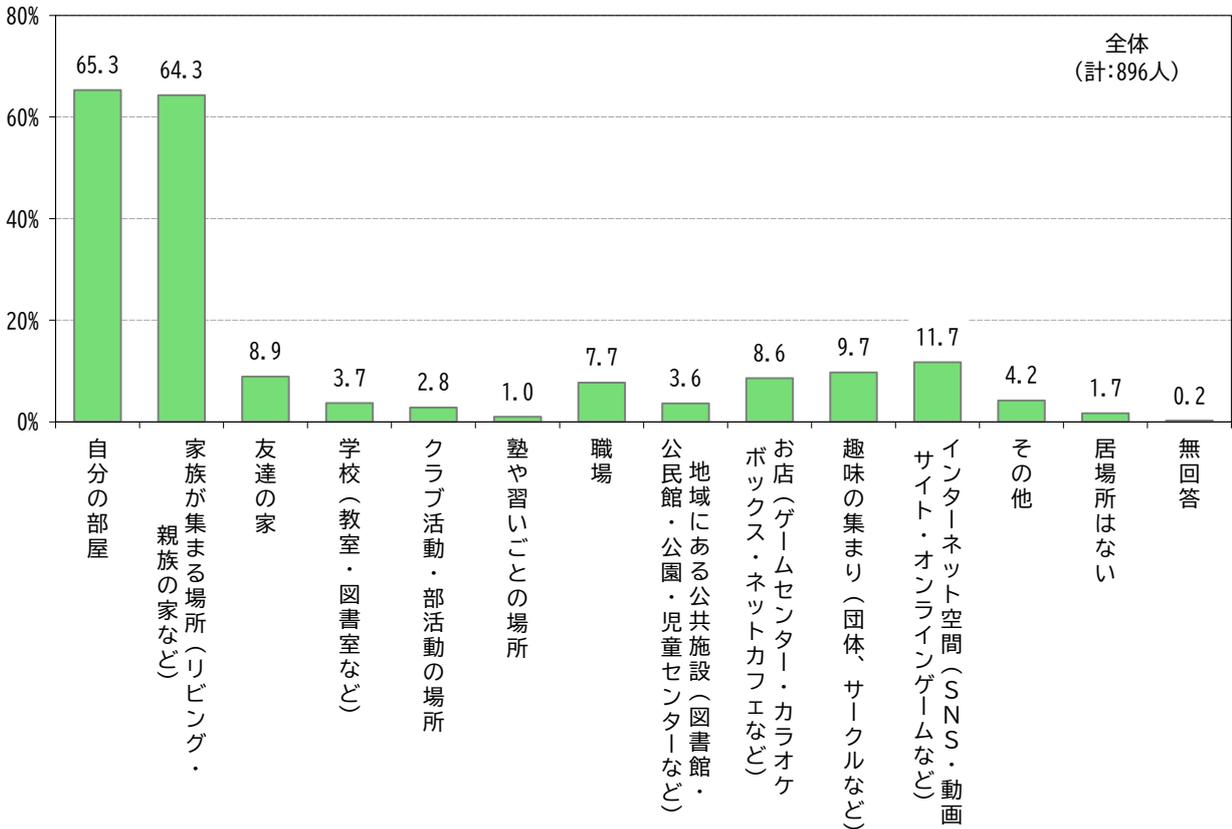
■ 学校のある日の放課後の居場所（こども）



■あなたにとっての「居場所」とはどんなところですか（若者）



■あなたにとっての「居場所」はどこですか（若者）

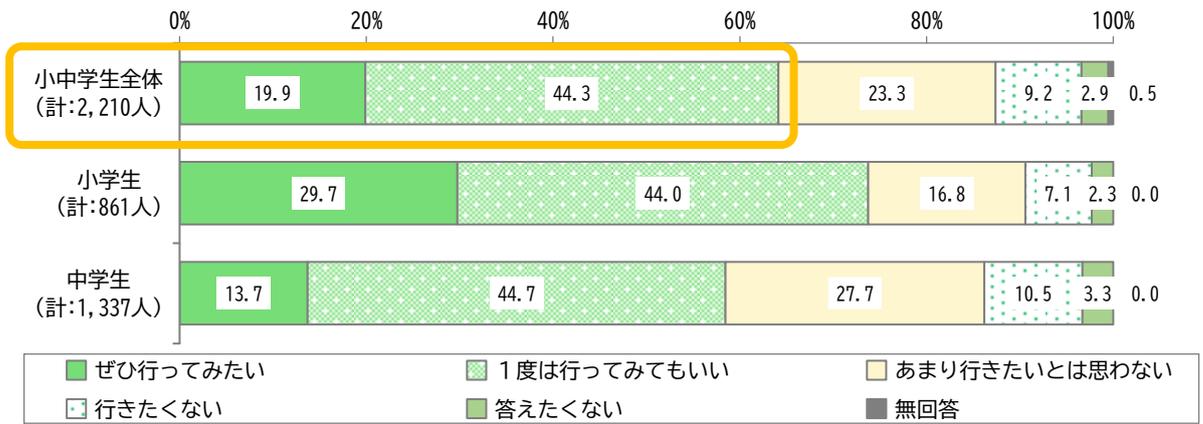


② 子ども食堂について

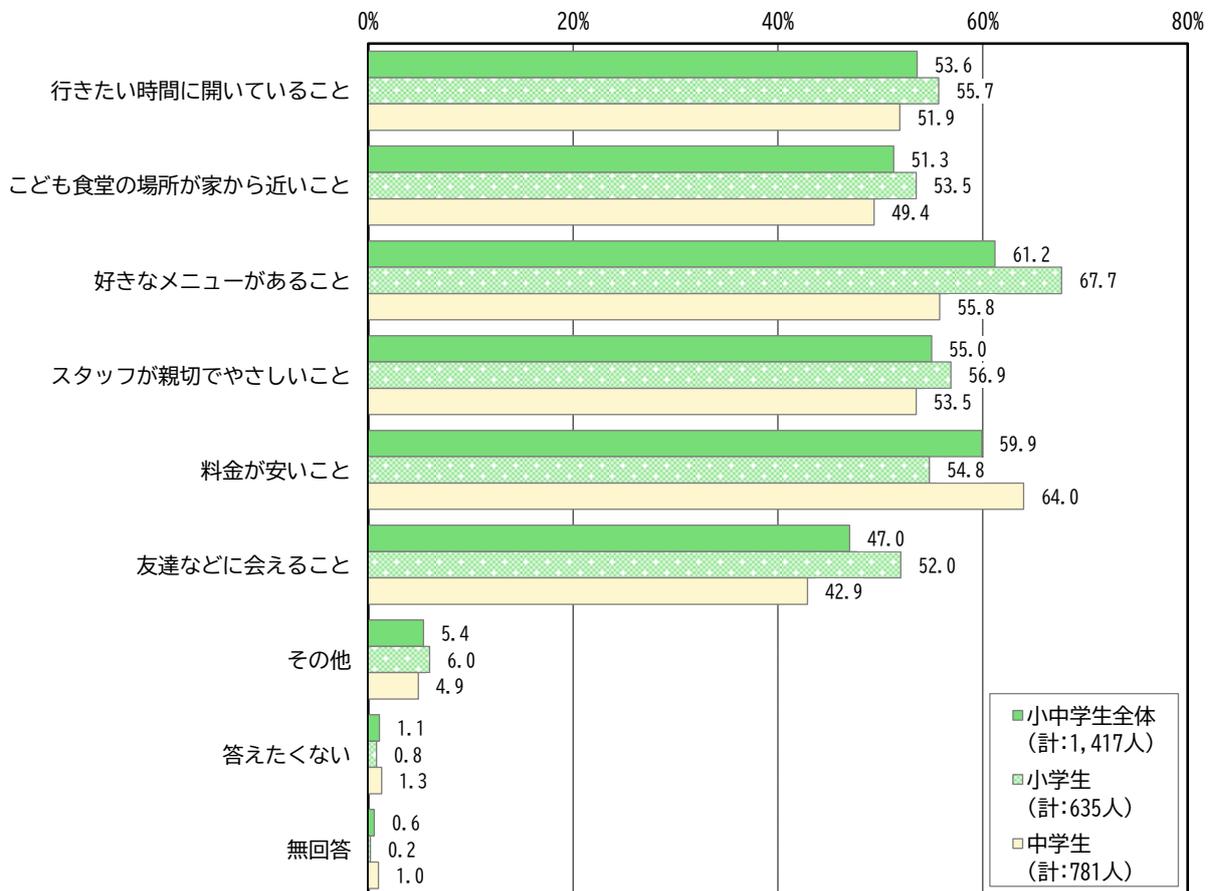
令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（子ども票）」において、「あなたは、無料や安い値段でご飯を食べることができる、地域の「子ども食堂」に行ってみたいですか」と尋ねたところ、「行ってみたい（「ぜひ行ってみたい」＋「1度は行ってみたい」）」と回答した児童生徒の割合が小中学生全体で64.2%となっています。

孤食の解消や食育の推進、地域の子どもや大人が繋がる「地域交流の場」として、子ども食堂の普及支援を図る必要があると考えます。

■ 子ども食堂へ行ってみたいですか（子ども）



■ 子ども食堂への希望（子ども）



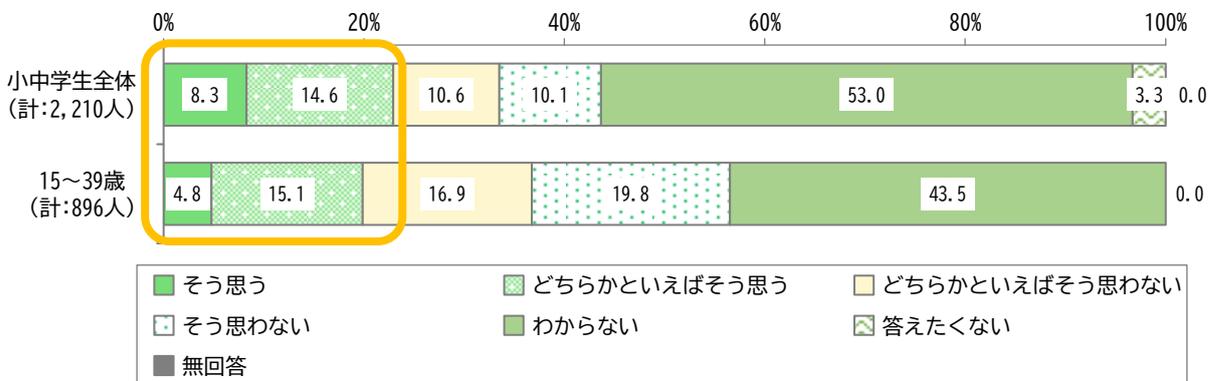
(5) こどもの意見聴取

令和6年2月に実施した「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「こども政策に関して意見を聞いてもらえているか」と尋ねたところ、「そう思う（そう思う+どちらかといえばそう思う）」と回答した児童生徒の割合が22.9%となっています。

また、「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、「そう思う（そう思う+どちらかといえばそう思う）」と回答した人の割合が19.9%となっています。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実を図っていく必要があると考えます。

■ こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思う



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

2 計画の基本目標

3 計画の体系

第4章

こども施策に関する 重要施策

第4章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

② こどもまんなかまちづくり

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

④ こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップの解消

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(4) こどもの貧困対策

① 教育の支援

② 生活の安定に資するための支援

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

④ 経済的支援

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ① 児童虐待防止対策の更なる強化
- ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ③ ヤングケアラーへの支援

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援

2 ライフステージ別の取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(2) 学童期・思春期

- ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ② 居場所づくり
- ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ⑤ いじめ防止
- ⑥ 不登校のこどもへの支援
- ⑦ 校則の見直し
- ⑧ 体罰や不適切な指導の防止
- ⑨ 高校中退の予防、高校中退後の支援

(3) 青年期

- ① 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(4) ひとり親家庭への支援

4 こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

(2) 社会参画や意見反映を支える人材の育成

5 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

① こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備

② こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

(3) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

6 計画の推進

(1) 計画の推進体制

① こども未来会議

② こども家庭審議会

③ こども政策を担当する内閣府特命担当大臣

④ 全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方

(2) 計画の進捗管理

第5章

子ども・子育て支援 事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

2 将来人口推計

3 量の見込みと確保の内容

(1) 算出の考え方

① 量の見込みの算出方法

② 認定区分

量の見込み及び確保の内容について

教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 幼稚園

② 保育園

地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 時間外保育事業

② 放課後児童健全育成事業

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

④ 地域子育て支援拠点事業

⑤ 一時預かり事業（幼稚園）

⑥ 一時預かり事業（幼稚園以外）

- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑨ 利用者支援事業（母子保健型）
- ⑩ 妊婦に対する健康診査
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭ 多様な事業者の参入促進・能力開発事業
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 児童育成支援拠点事業
- ⑰ 親子関係形成支援事業

第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進に向けて